

西宮市スポーツ推進計画

平成26年度～平成35年度

平成26年3月

西宮市教育委員会

西宮市スポーツ推進計画

目 次

第1章 はじめに	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の目指すべき姿	3
5 計画目標	4
6 計画におけるスポーツの定義	5
7 活躍するスポーツ選手・チーム	5
第2章 スポーツを取り巻く状況	6
1 第4次西宮市総合計画におけるスポーツ推進の方向性	6
(1) スポーツ推進の方向	6
(2) 総合計画の重点指標	6
2 人口の推移	7
3 学校(園)数及び園児・児童・生徒数	8
4 市立スポーツ施設の概要	9
(1) 各施設の設置状況	9
(2) 各施設の利用状況	12
5 市立以外のスポーツ施設の概要	15
(1) 各施設の設置状況	15
6 運動・スポーツ施策の推進体制	19
(1) スポーツ推進審議会	19
(2) スポーツ推進課	19
(3) 施設管理者	19
(4) 一般財団法人西宮市体育協会	19
(5) スポーツ推進委員	19
(6) 社会体育リーダーバンク	19
(7) スポーツクラブ 21	19
第3章 市民アンケートについて	21
1 検討経過	21
2 アンケートについて	21
3 アンケート結果(概要)について	21

第4章 今後10年間のスポーツ推進の基本方針	25
1 子どもの運動・スポーツ機会の充実	25
(1) 就学前の子どもの体力向上策の推進	25
(2) 学校の体育に関する活動の充実	27
(3) 子どもを取り巻く運動・スポーツ環境の充実	28
2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	30
(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	30
(2) スポーツにおける安全の確保	34
3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	36
(1) 地域スポーツの中心となるスポーツクラブ21の育成・推進	36
(2) 地域スポーツ指導者の育成と充実	37
(3) スポーツ推進委員の資質の向上	38
(4) 障害のある人の運動・スポーツ活動の振興	40
4 競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備	42
(1) ジュニア期から高い技術を身につけるための支援	42
(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成	42
5 スポーツ活動を通じた交流の推進	44
(1) 大会等の開催	44
(2) スポーツに係る交流及び貢献の推進	44
6 スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上	45
(1) スポーツ関係団体のガバナンス強化と透明性向上に向けた取り組みの推進	45
(2) スポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決	46
7 スポーツ界の好循環の創出	48
(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進	48
(2) 大学との協働事業の開催	48
(3) 企業等での研究成果を活用する取組みの推進	49
(4) スポーツ推進体制の整備	49
(5) スポーツ関係者で構成される共同体「(仮称)スポーツ・ボード」の研究	50
8 スポーツ施設の整備について	52
(1) 市民ニーズを反映したスポーツ施設の整備	52
(2) 競技力向上のための整備	53
(3) 新中央体育館の整備	54
(4) 新陸上競技場の整備	55
第5章 用語解説	57

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、第4次西宮市総合計画のスポーツ・レクリエーション活動の推進として、多くの市民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上をめざすとともに、スポーツ・レクリエーションを通じたさわやかな交流が促進され、生き生きとした生活ができる社会の実現を目標として、スポーツの推進に取り組んでいる。

また、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法(参照 P57)において、市教育委員会は、文部科学省が平成24年3月に策定したスポーツ基本計画(参照 P57)を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされている。

さらに、スポーツ基本計画では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとされている。

本市においても、スポーツ推進の基本的な考え方や主な施策の方向性を示すスポーツ推進計画を策定した。

2 計画の位置付け

この計画は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法第10条第1項に基づき、スポーツ基本計画(文部科学省)、スポーツ推進計画(兵庫県)を参考に、本市の現状に即して策定した。

また、第4次西宮市総合計画における施策の大綱「いきがい・つながり」の部門計画として位置付け、整合性を図っている。

3 計画の期間

この計画は、第4次西宮市総合計画の部門別計画と位置づけるとともに、計画期間は、平成26年度を初年度とし、平成35年度を最終年度とする10ヶ年計画とする。

なお、計画策定から概ね5年後の計画内容の見直しにあたっては、国の基本計画の動向や、本市次期総合計画との整合性を図るとともに、社会情勢やスポーツ界など様々な状況の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討する。

4 計画の目指すべき姿

本計画では、スポーツ基本法の前文で示された、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることを踏まえ、「スポーツの力で西宮を元気に！」

を合言葉にして、スポーツ推進施策に取り組む。

平成25年度は、文教住宅都市宣言から50周年記念の年にあたり、本市は阪神都市圏において、スポーツ・レクリエーションの分野でも広域的な役割を担いつつ、発展を遂げている。この文教住宅都市のイメージは、市民に都市のイメージとして、深く定着している。

文教住宅都市として一層魅力あるまちを目指すために、運動・スポーツの機能・役割を活用する必要がある。

運動・スポーツの担う機能・役割として、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与することが期待される。

5 計画目標

運動・スポーツに関するアンケート(平成24年3月実施)によると、本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は37%である。

この計画では、平成35年度において成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%にすることを計画目標として、具体的な取り組みを推進する。

- ・ 週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)
- ・ 週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)
- ・ 健康な成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数値が0に近づくことを目標とする。

数値目標

(単位：%)

年度	H18	H23	H30	H35
週1回以上のスポーツ実施率	23	37	50	65
週3回以上のスポーツ実施率	8	16	25	30
健康な成人のスポーツ未実施率	60	33	15	0

- ・ 近年、本市で行った市民アンケートで、スポーツへの取り組み頻度を問う同種の調査が行われており、その調査結果は以下のとおりである。
 - (参考)平成24年度西宮市まちづくり評価アンケート 問10「あなたは定期的(週に1回以上)に、スポーツやレクリエーション活動に取り組んでいますか。」の指標値31.2%
 - (参考)平成24年度西宮市民意識調査 問23「スポーツへの取り組み状況についておたずねします。あなたは普段、スポーツをされますか。(1つ選んで○)」の指標値29.2%

6 計画におけるスポーツの定義

運動・スポーツのうち、運動(参照 P57)とは体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施し、継続性のある身体活動を指している。

スポーツとは、スポーツ基本法では「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定められている。

本計画でも同様に捉え、オリンピック、プロスポーツ、国体などの記録を競ったり、勝敗を争ったりする競技スポーツだけでなく、地域交流が図られるレクリエーション活動、散歩、ラジオ体操などの軽い運動を含めた様々な身体活動を指す。

また、「する」スポーツだけでなく、スポーツ観戦を行うなどの「観る」観点や、大会運営等を支えるスポーツボランティアなどの「支える」観点もスポーツの新たな考え方として、本計画で取り扱う。

本計画においては、上記の考え方に従い、スポーツを広く捉えて普及・理解するため、「運動・スポーツ」と表記するとともに、今後の計画の推進においても、同様の表記に努める。

7 活躍するスポーツ選手・チーム

近年、本市にゆかりのある選手・チームや本市学校体育分野における活躍がめざましく、市民がスポーツ選手やチームの活躍を観戦し、感動を味わい、スポーツ活動への参加の意欲が高まる機会になりつつある。

平成25年度の一例として、関西学院大学アメリカンフットボール部が全日本大学アメリカンフットボール選手権で優勝を果たしたほか、武庫川女子大学のカヌー部が全日本学生カヌースプリント選手権大会で総合優勝を果たした。また、同大学陸上競技部が日本学生陸上競技対校選手権大会の女子棒高跳びにおいても優勝を果たしている。

また、学校体育の分野では、市立学文中学校陸上部が女子4×100mリレーにおいて、全国優勝を果たしている。

その他、プロ・スポーツの分野では、本市に活動拠点を置く女子バレーボールチーム「JTマーヴェラス」がプレミアリーグで熱闘を繰り広げるなど、市民に活気を与えている。

第2章 スポーツを取り巻く状況

1 第4次西宮市総合計画におけるスポーツ推進の方向性

(1) スポーツ推進の方向

本市の第4次西宮市総合計画(以下、「総合計画」と略する)において、スポーツ推進の方向性が示されている。

第4次総合計画におけるスポーツ推進の方向

基本構想(目標年次)	平成30年度
基本計画(計画期間)	10年:平成21(2009)～30(2018)年度
中間見直し時期	平成25年度
基本方針	多くの市民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上をめざすとともに、スポーツ・レクリエーションを通じたさわやかな交流が促進され、生き生きとした生活ができる社会をめざします。
主な施策展開	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2) 各団体との連携・団体への支援活動 (3) 指導者の育成 (4) スポーツ・レクリエーション施設の充実
市民一人ひとりの活動	一人ひとりのライフステージに応じて、体力づくりやスポーツ活動に取り組む。

(2) 総合計画の重点指標

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ・レクリエーション取組率
- ・ 体育館利用稼働率
- ・ 市民体育大会参加者数

重点	指標名	年度						目標値 H30	単位
		H18	H19	H20	H21	H22	H23		
◎	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	23	—	—	31	32	37	50	%
	H30目標値の設定理由	H35年度に65%に達することを最終目標とするため、目標率を設定。							
○	体育館利用稼働率	87.6	87.2	86.5	85.6	86.3	86.2	90.0	%
	H30目標値の設定理由	稼働率を前年度より約0.8%増として目標値を設定							
	市民体育大会参加者数	21,300	20,498	20,102	18,673	19,578	19,527	20,000	人
	H30目標値の設定理由	参加者数を前年度より約1.8%増として目標値を設定							

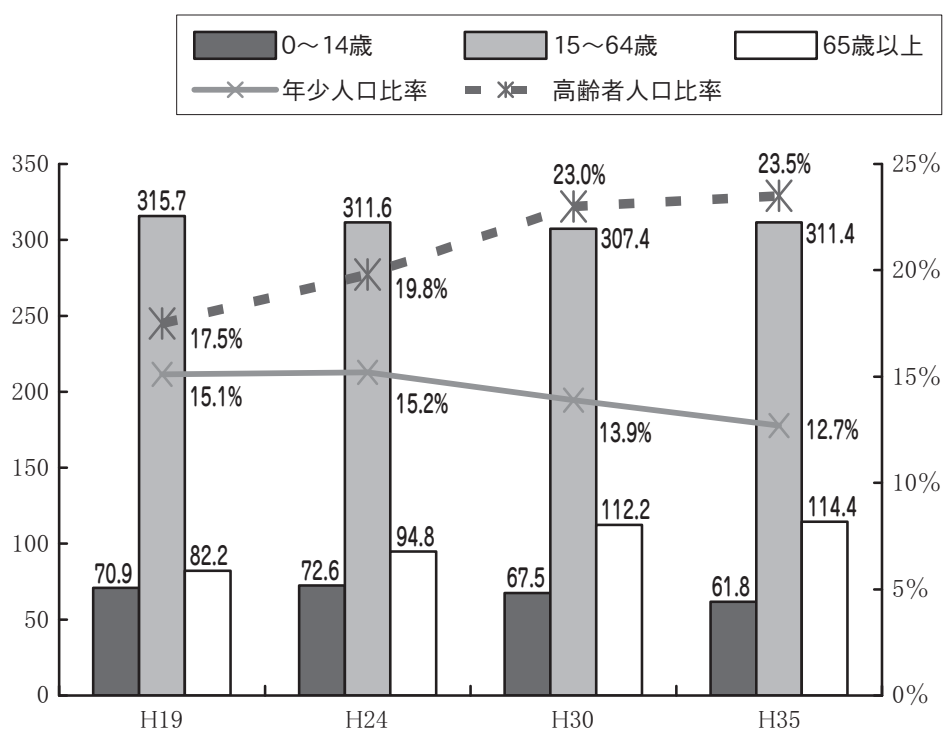
2 人口の推移

運動・スポーツを行う人口の推移については、以下のとおりである。

将来人口の推移については、「西宮市の将来人口推計」によると、全国的にみられる少子高齢化の流れは、本市においても例外ではなく、今回の推計結果によると、年少人口については、平成24年をピークにその後減少し、高齢者人口については平成30年度(2018年度)には、その割合が20%を大きく上回ることが見込まれている。

年齢3区分別人口及び年少人口比率・高齢者人口比率の推移

(単位：千人・%)



(資料)西宮市の将来人口推計

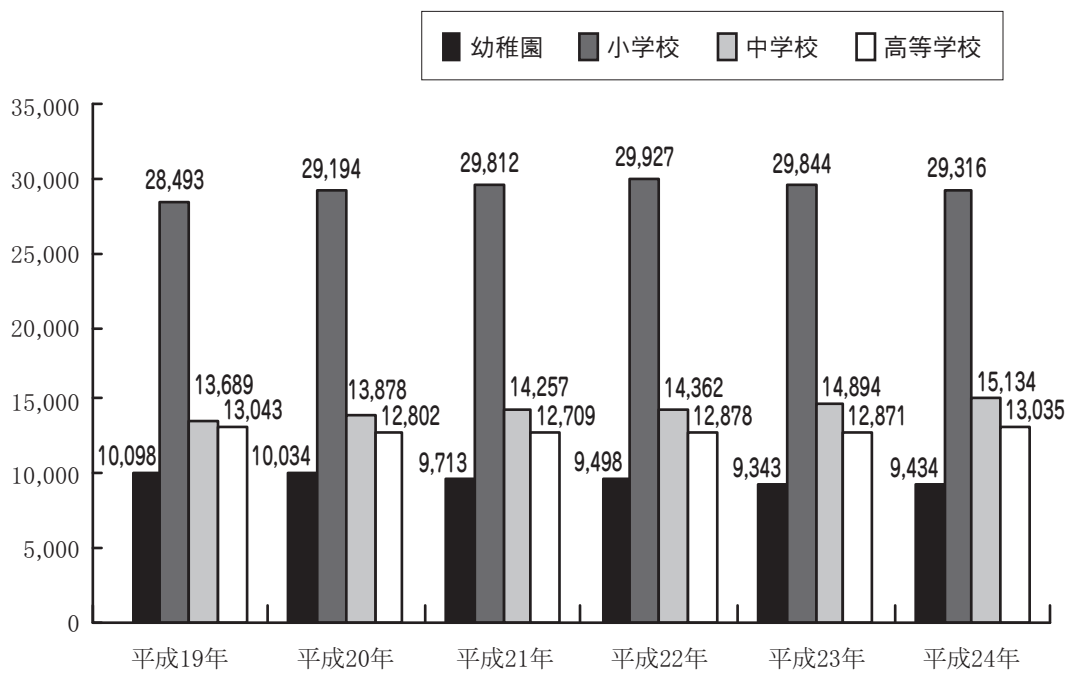
3 学校(園)数及び園児・児童・生徒数

私立学校を含む学校(園)に通う園児・児童・生徒数は、以下のとおり推移している。園児は、減少傾向が続いている。小学生(小学校の児童数)は、毎年増加しているが、平成23年は減少した。

中学生(中学校の生徒数)は、毎年増加している。高校生(高等学校の生徒数)は、12,800人前後で推移している。なお、高校生(高等学校の生徒数)は、市立、県立、私立高校の合計を示す。

学校(園)に通学・通園する園児・児童・生徒数

(単位:人)



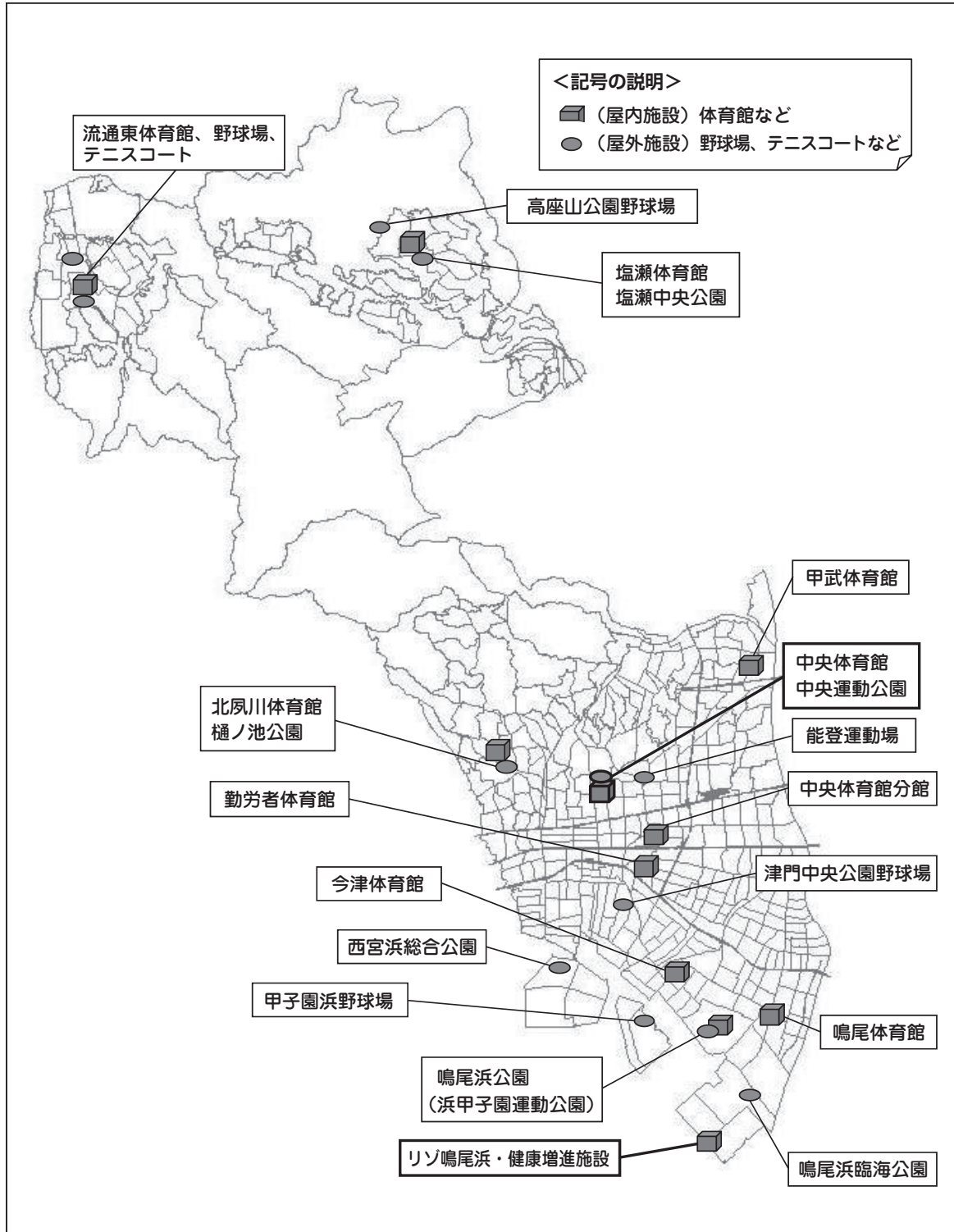
(資料)西宮市情報公開課「統計資料」

※いずれも暦年単位で表示

4 市立スポーツ施設の概要

(1) 各施設の設置状況

平成26年3月現在



① 体育館

※付属施設の略称…小：小体育室、軽：軽スポーツ室、トレ：トレーニング室、会：会議室、更：更衣室、シ：シャワー室、教：教養文化室、放：放送室

施設	項目	所在地	竣工・設置	面積 (アリーナ部分)	付属施設	備考
中央体育館		河原町	S40.11.11	1,710㎡	会、更、シ、放	観覧席 1,344
中央体育館(武道場)		河原町	S48.4.25(1階) S57.1.31(2階)	186㎡(柔道・剣道) 444㎡(格技)	更、シ	
中央体育館分館		神祇官町	S58.4.1 設置	780㎡	更、シ	
今津体育館		今津真砂町	S58.3.30	677㎡	小、軽、会、 更、シ	
鳴尾体育館		上田西町	S60.3.30	803㎡	軽、会、更、シ	
甲武体育館		上大市 5 丁目	S62.3.30	763㎡	軽①、軽②、 会、更、シ	
北夙川体育館		樋之池町	H5.4.1	746㎡	軽、会、更、シ	
塩瀬体育館		東山台 5 丁目	H13.10.1	750㎡	軽、会①、 会②、更、シ	
流通東体育館		山口町	S55.4.1 設置	806㎡	会、更、シ	兵庫県より 管理移管
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) 体育館		枝川町	S12.10.26 設置	1,478㎡	会、更、シ	
サン・アビリティーズ にしのみや(※)		松原町	S61.4.17	1,928㎡ (延床面積)	トレ、会、教	※正式名称：西 宮市勤労者・障 害者教養文化体 育施設

② 野球場

※付属施設の略称…本：本部席、ダ：ダッグアウト

施設	項目	所在地	竣工・設置	面積等	付属施設	備考
西宮中央運動公園 野球場		河原町	S24.4.1	9,479㎡ 中堅 105m 両翼 90m	本、ダ	観覧席 500 夜間照明設置
流通東公園野球場		山口町	S55.4.1 設置	9,690㎡ 中堅 86m 両翼 76m	本、ダ	兵庫県より 管理移管
高座山公園野球場		塩瀬町	H4.4.1	9,000㎡ 中堅 95m 両翼 90m	ダ	夜間照明設置
津門中央公園野球場		津門住江町	H8.7.1	15,000㎡ 中堅 112m 両翼 91m	本、ダ	硬式可
鳴尾浜臨海公園 野球場		鳴尾浜 1 丁目	S55.5	14,650㎡ 中堅 120m 両翼 91m	本、ダ	夜間照明設置 硬式可
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) 野球場		枝川町	S12.10.26 設置	A・B：中堅 72m 両翼 66m C：中堅 84m 両翼 78m	ダ	
甲子園浜野球場		甲子園浜 2 丁目	H10.9.1	26,374㎡(敷地) 中堅 116m 両翼 91m	本、ダ	観覧席 220 夜間照明設置

③ テニスコート

施設	項目	所在地	竣工・設置	面積等	備考
西宮中央運動公園 テニスコート		河原町	S38.5.1	3,778㎡ 砂入り人工芝 5 面	夜間照明設置 H 元、H22 にコート改修
流通東公園 テニスコート		山口町	S55.4.1設置	2,400㎡ 砂入り人工芝 4 面	兵庫県より管理移管 夜間照明設置(2面)
塩瀬中央公園 テニスコート		東山台 5 丁目	H7.11.10	115,000㎡(公園全体) 砂入り人工芝 4 面	夜間照明設置
樋之池公園 テニスコート		樋之池町	H5.3.31	1,271㎡ 砂入り人工芝 2 面	H25年度中に改修
鳴尾浜臨海公園 テニスコート		鳴尾浜 1 丁目	S55.12	4,000㎡ 砂入り人工芝 6 面	夜間照明設置
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) テニスコート		枝川町	S12.10.26 設置	砂入り人工芝 13 面	

④ 陸上競技場、多目的広場等

施設	項目	所在地	竣工・設置	面積等	備考
西宮中央運動公園 陸上競技場		河原町	S32.3.9	14,093㎡	第4種公認400mトラック (H22.8更新) 観覧席3,000(芝生込み)
能登運動場		能登町	H6.1.17設置	運動場:4,264㎡ 会議室:88㎡	
中央体育館分館 運動場		神祇官町	S58.4.1 設置	6,004㎡	本部席、ダッグアウト有 観覧席 160
塩瀬中央公園 多目的広場		東山台 5 丁目	H7.11.10	115,000㎡(公園全体)	無料施設
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) 多目的広場		枝川町	S12.10.26 設置	2 面	
西宮浜総合公園 多目的人工芝グラウンド		西宮浜 3 丁目	H20.8.1 設置	11,000㎡(1 面)	人工芝グラウンド レストハウス有 夜間照明設置
西宮浜総合公園 北多目的広場		西宮浜 3 丁目		3 面	無料施設
甲子園浜海浜公園 多目的広場		甲子園浜 3 丁目		2 面	無料施設
山口町多目的広場		山口町船坂	H5.10.1	大広場：7,344㎡ 小広場：4,400㎡	無料施設
樋之池公園 プール		樋之池町	H5.2.19	50m プール 7 コース 幼児用プール 変形	50m：水深 1～1.2m 幼児用：水深 0.3～0.6m
鳴尾浜臨海公園南地区 健康運動施設 「リゾ鳴尾浜」		鳴尾浜 3 丁目	H4.10	屋外プール:1,580㎡ 屋内プール:1,368㎡	フィットネス：プール 25m × 6 コース、マシンジム、 スタジオ× 2

(2) 各施設の利用状況

本市のスポーツ施設の稼働率及び利用人数は、以下のとおりである。

① 体育館

各体育館(体育室)の稼働率及び利用人数

上段：稼働率(%)／下段：利用人数(人)

施設	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
中央体育館	稼働率	92.8	93.0	90.7	93.2	93.0	93.4
	利用人数	79,040	83,697	81,700	86,480	89,014	86,348
中央体育館 (武道場)	稼働率	60.5	59.4	59.0	60.5	60.5	65.1
	利用人数	77,737	80,170	69,809	63,769	61,030	68,504
中央体育館分館	稼働率	93.6	93.8	92.7	93.7	92.7	93.2
	利用人数	49,397	47,996	46,594	47,667	46,001	48,115
今津体育館	稼働率	86.9	85.9	86.2	86.1	87.2	87.6
	利用人数	38,315	36,308	35,787	37,240	38,474	38,916
鳴尾体育館	稼働率	83.2	83.1	82.8	83.0	83.0	82.0
	利用人数	38,100	35,707	36,127	36,291	34,091	34,944
甲武体育館	稼働率	94.5	92.8	91.0	91.1	89.7	91.4
	利用人数	48,668	47,205	47,512	46,826	43,632	44,976
北夙川体育館	稼働率	91.5	89.5	88.8	88.4	89.7	89.0
	利用人数	44,405	39,877	40,486	45,101	44,869	43,969
塩瀬体育館	稼働率	68.0	67.2	66.9	68.7	68.2	67.0
	利用人数	22,932	24,157	25,139	23,333	25,686	23,566
流通東体育館	稼働率	60.1	54.5	52.7	54.1	55.7	55.1
	利用人数	30,408	28,523	28,629	28,138	27,693	28,258
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) 体育館	稼働率	38.4	50.3	48.7	52.7	50.0	47.0
	利用人数	18,644	23,199	21,248	23,420	21,043	20,082

※サン・アビリティーズにしのみやの稼働率・利用人数については、P40に掲載
(資料)スポーツ推進課

② 野球場

各野球場の稼働率及び利用人数

上段：稼働率(%)／下段：利用人数(人)

施設	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
西宮中央運動公園 野球場		43.8	49.5	55.5	54.2	51.4	49.8
		18,520	17,607	18,972	23,257	16,347	18,782
流通東公園野球場		21.2	22.2	23.4	24.5	19.1	18.4
		6,709	6,877	6,963	6,551	4,876	6,348
高座山公園野球場		24.0	23.3	26.3	26.7	22.3	18.7
		10,085	9,704	11,156	10,676	9,422	8,221
津門中央公園野球場		80.5	84.9	82.6	88.3	77.7	73.3
		25,696	30,682	29,717	22,823	23,266	24,241
鳴尾浜臨海公園野球場		59.2	60.8	60.9	60.9	58.3	48.2
		21,543	25,110	27,231	31,091	23,111	21,556
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) 野球場		38.9	39.4	41.6	40.1	35.7	36.5
		35,063	35,258	35,492	36,247	31,023	33,838
甲子園浜野球場		43.2	46.3	49.6	40.3	36.1	37.8
		15,457	18,236	20,603	19,344	19,056	19,693

(資料)スポーツ推進課

③ テニスコート

各テニスコートの稼働率及び利用人数

上段：稼働率(%)／下段：利用人数(人)

施設	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
西宮中央運動公園 テニスコート		78.0	77.7	80.1	75.2	74.0	74.6
		43,112	43,140	40,451	42,044	40,455	40,492
流通東公園 テニスコート		9.5	12.3	23.1	25.3	23.4	24.5
		2,888	4,155	6,854	6,333	5,925	6,994
塩瀬中央公園 テニスコート		28.8	28.4	26.9	29.4	27.3	30.0
		10,591	11,499	11,184	10,911	9,679	9,686
樋之池公園 テニスコート		69.1	65.7	66.8	64.2	64.5	57.8
		9,210	8,641	9,109	9,090	8,289	7,906
鳴尾浜臨海公園 テニスコート		33.1	33.6	34.9	33.7	30.7	32.5
		19,608	18,304	19,614	18,252	16,616	18,944
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) テニスコート		40.1	41.0	41.9	39.6	38.1	42.1
		57,340	56,153	53,547	50,303	49,014	42,680

(資料)スポーツ推進課

④ 陸上競技場、多目的広場等

各陸上競技場、多目的広場等の稼働率及び利用人数

上段：稼働率(%)／下段：利用人数(人)

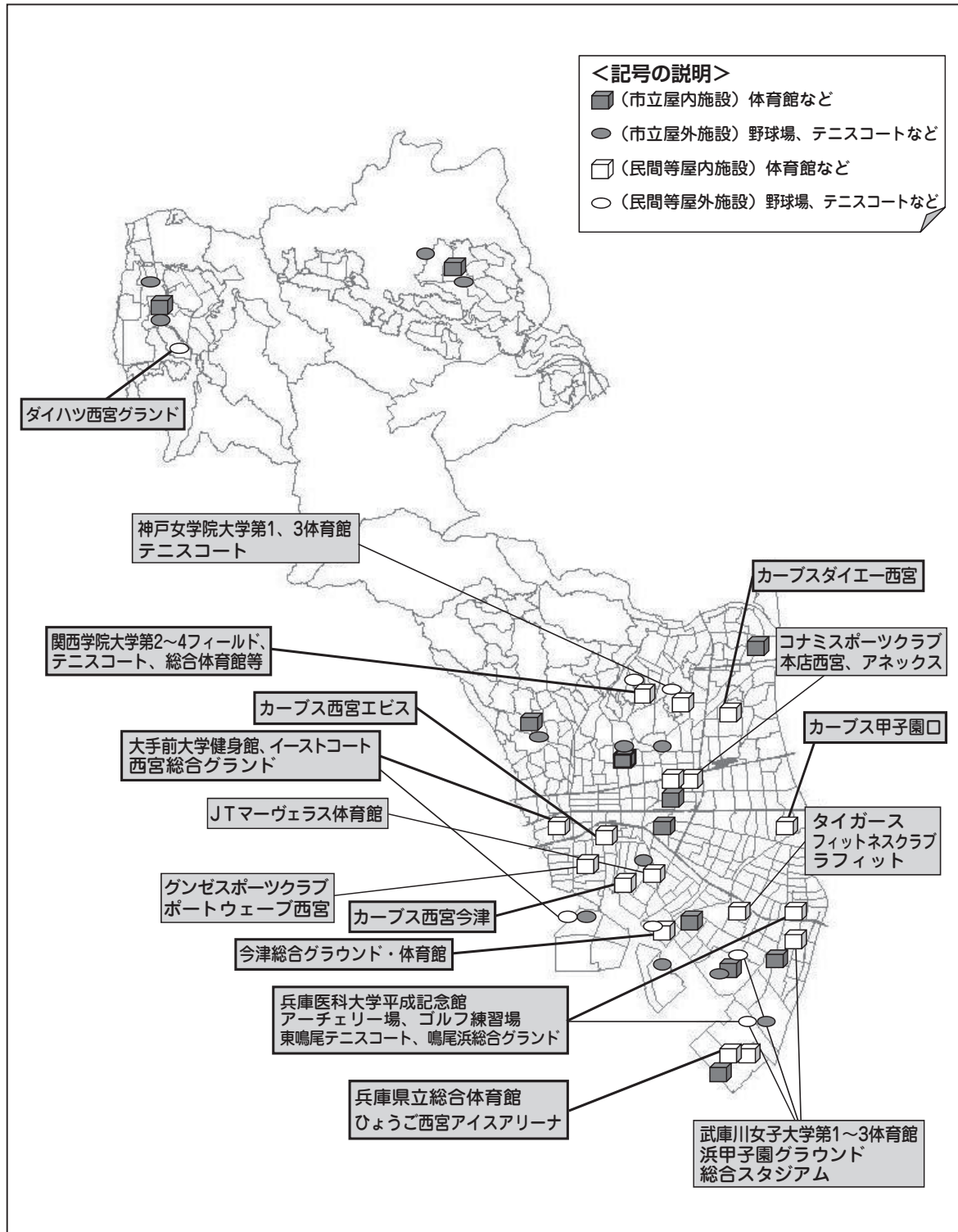
施設	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
西宮中央運動公園 陸上競技場	稼働率	46.4	45.0	42.9	43.6	39.3	41.9
	利用人数	33,834	32,777	33,168	41,600	31,743	33,202
能登運動場	稼働率	51.5	56.0	52.6	50.1	47.4	48.6
	利用人数	36,692	38,003	34,686	35,999	31,041	32,560
中央体育館分館 運動場	稼働率	72.9	69.2	68.4	68.5	61.0	52.7
	利用人数	19,447	14,613	10,143	10,296	8,403	10,202
鳴尾浜公園 (浜甲子園運動公園) 多目的広場	稼働率	31.5	32.1	33.8	34.2	31.9	29.3
	利用人数	22,439	20,257	21,295	19,640	17,897	15,595
西宮浜総合公園 多目的人工芝グラウンド	稼働率		64.3	68.8	74.0	72.9	71.1
	利用人数		42,552	62,612	71,257	67,431	64,649

(資料) スポーツ推進課

5 市立以外のスポーツ施設の概要

(1) 各施設の設置状況

平成26年3月現在



① 県立施設及び民間のフィットネスクラブ

兵庫県

施設名	備考
県立総合体育館	大体育室 1,805㎡、中体育室 825㎡、小体育室 578㎡、トレーニング室、格技室A 309㎡、格技室B 309㎡

施設名	備考
ひょうご西宮アイスアリーナ	通年型アイススケート場(メインリンク 30m × 60m、サブリンク 10m × 30m)県立総合体育館敷地内

タイガースフィットネスクラブ

施設名	備考
ラフィット	プール 20m × 4 コース、マシンジム、スタジオ× 2、ラケットボール

ゲンゼスポーツクラブ

施設名	備考
ポートウェーブ西宮	プール 25m × 6 コース・25m × 3 コース、マシンジム、スタジオ× 2

コナミスポーツクラブ

施設名	備考
本店西宮	プール 50m × 4 コース、マシンジム 700㎡、テニス、サッカーコート、5 階：スカッシュ等
本店西宮アネックス	プール 25m × 6 コース、3 階：体育館 320㎡、体操場 85㎡、4 階：マシンジム、5 階スタジオ 250㎡、認可外保育施設

カーブス

施設名	備考
カーブス西宮エビス	マシン等(女性専用。体操、ストレッチ教室)
カーブス西宮今津	
カーブス甲子園口	
カーブスダイエー西宮	

※平成26年 2 月28日現在、ホームページで公開されている情報を基に掲載

※民間のフィットネスクラブについては、(一社)日本フィットネス産業協会に平成25年12 月末現在加盟している西宮市登録クラブを掲載

② 学校法人の所有するスポーツ施設

関西学院大学

施設名	備考
第2フィールド	テニスコート、陸上ホッケー部練習場、準硬式野球練習場、自動車部練習場、洋弓場、スポーツセンター、ハンドボール部練習場、陸上競技部練習場、ラグビー部練習場
第3フィールド	硬式野球グラウンド、馬場、アメリカンフットボールグラウンド
第4フィールド	サッカーグラウンド、テニスコート
テニスコート	
弓道場	
総合体育館	体育室、プールなど
体育館	旧・聖和大学キャンパス内
グラウンド	旧・聖和大学キャンパス内

※第1フィールドは、高等部グラウンドとされているため非表示。

武庫川女子大学

施設名	備考
第1体育館	1階：温水プール、3階：ダンス室、4階：バレーボール・バスケットボールコート 2007年リニューアル
第2体育館	地下1階・1階：体育室、2階：トレーニング室、5・6階：新体操部などの練習アリーナ
第3体育館	ハンドボールコートがあり、シャワールームもあり。
総合スタジアム	約44,200㎡。一部全天候型のグラウンド、雨天練習場、夜間照明設備。スタンド：3,400人収容。
浜甲子園グラウンド	タッチフットボールコートやラクロスコート、高校・中学校のテニスコート(6面)、ソフトボール、屋外照明設備

神戸女学院

施設名	備考
第1体育館	大学専用体育館、保健室
第3体育館	バスケットコート、バドミントンコート、多目的室、シャワー室
テニスコート	

※第2体育館は、中高部専用とされているため非表示。

大手前大学

施設名	備考
健身館	1階：学生食堂(カレッジホール)・軽食コーナー、2階：室内体育館
イーストコート	人工芝を貼った多目的広場
西宮総合グラウンド (Ground)	20,000㎡：250m 全天候型トラック、人工芝テニスコート5面、バッティングゲージ、弓道場、ゴルフ打撃場、ナイター設備、トレーニングルーム設備

兵庫医科大学

施設名	備考
平成記念会館	アリーナ：1,600㎡、別棟に武道場
アーチェリー場・ゴルフ練習場	平成記念会館併設
東鳴尾テニスコート	全天候型テニスコート：3面
鳴尾浜総合グラウンド	夜間の照明設備も完備されており、サッカー部、ラグビー部、野球部。

※平成26年2月28日現在、ホームページで公開されている情報を基に掲載

③ 民間企業の所有するスポーツ施設

大阪ガス

施設名	備考
今津総合グラウンド(体育館)	45m × 35m
今津総合グラウンド(陸上競技場)	全天候型 400mトラック 6コース(第3種競技場公認) インフィールド：74m × 114m
今津総合グラウンド(プール)	25m × 6コース、子供用変形プール
今津総合グラウンド(野球場)	
今津総合グラウンド(テニスコート)	砂入り人工芝コート 5面

ダイハツ工業

施設名	備考
西宮グラウンド	阪神流通センター横、テニスコート、野球場(多目的)

日本たばこ産業(JT)

施設名	備考
体育館	JT マーヴェラス練習用体育館

※平成26年2月28日現在、ホームページで公開されている情報を基に掲載

6 運動・スポーツ施策の推進体制

(1) スポーツ推進審議会

本市では、スポーツ基本法第31条に基づき、教育委員会の諮問に応じてスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する機関として、西宮市スポーツ推進審議会を設置している。

(2) スポーツ推進課

スポーツ推進行政については、教育委員会社会教育部スポーツ推進課を核として、運動・スポーツに関する施策を推進している。

(3) 施設管理者

本市スポーツ施設の運営管理については、指定管理者制度を導入している。

(4) 一般財団法人西宮市体育協会

一般財団法人西宮市体育協会(以下、「体育協会」と略する)は、36種目・5団体から構成される加盟団体による競技スポーツの普及振興を図るとともに、加盟団体を育成し、スポーツ・レクリエーションを振興し市民体育の向上と心身ともに健全な市民の育成を図ることを目的として、活動している。

(5) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員(参照 P57)は平成25年4月1日現在、94名が全市的見地での活動として西宮市スポーツ推進委員協議会を組織し、幼児から高齢者にいたるスポーツ・レクリエーション活動の普及・発展に努めている。

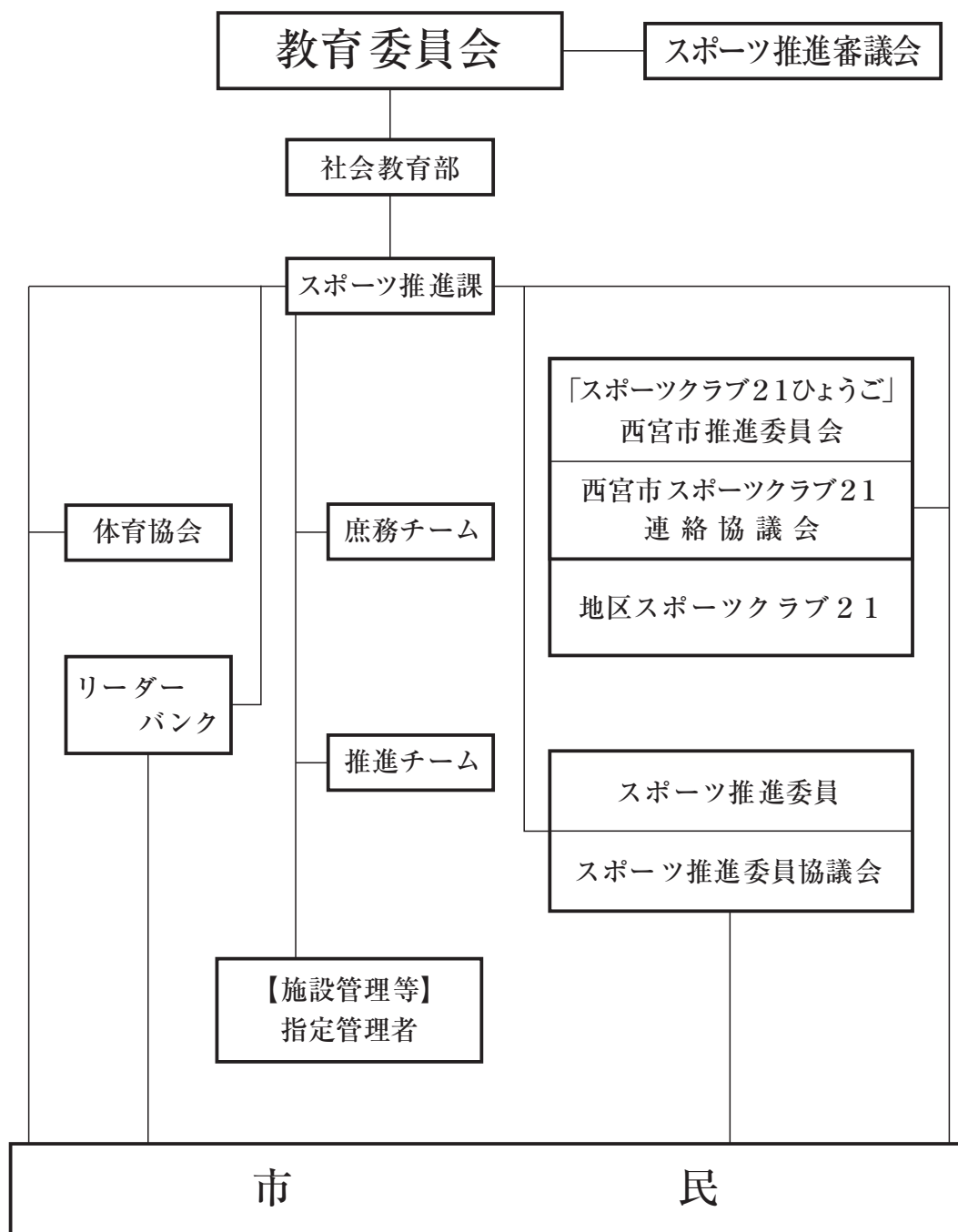
(6) 社会体育リーダーバンク

昭和56年に発足した社会体育リーダーバンクの活動を促進するため、「スポーツ教室指導」、「西宮市民ファミリーハイキング(参照 P58)引率指導」、「遊・遊ぶ一つ広場(参照 P58)」、「体育の日の行事」、「卓球フェスティバル」の企画運営等を行い活動の場を提供するとともに、市民からの求めに応じリーダーを派遣している。

(7) スポーツクラブ21

各地区のスポーツクラブ21(参照 P58)は、小学校区を基本として市内40地区でスポーツクラブ21が設立されており、同時にクラブの活動拠点となるクラブハウスの整備も完了し、地域の交流の場としても活用されている。

(平成25年 4月 1日現在)



第3章 市民アンケートについて

スポーツ推進に関する基本的な考え方や主な施策の方向性を示す「スポーツ推進計画」を策定するための基礎資料として活用することを目的として、「運動・スポーツに関するアンケート」を実施した。

1 検討経過

スポーツ推進審議会において、アンケート内容を諮り、審議会としての了承を得られ、事務局である教育委員会で最終的な文言調整を行い、調査を実施した。

2 アンケートについて

(1) 発送日・回答期限・発送件数について

発送日：平成24年2月29日(水)

回答期限：平成24年3月31日(土)

発送件数：3,675件

(2) 発送対象者

対象年齢層を20歳以上80歳未満とし、発送件数を抽出対象人口の1%として、3,675人に発送した。

(3) 回答状況

1,385件(用紙1,348件、WEB回答37件)の回答があり、回答率は37.7%であった。

3 アンケート結果(概要)について

(1) 回答者の属性

性別については、「女性」が52.0%に対し、「男性」は43.0%となっている。

年齢については、「40歳～49歳」が19.5%で最も多く、「60歳～69歳」が19.4%と続いている。

同居者の有無については、「配偶者」が61.8%で最も多く、次いで「子ども」が45.3%、世帯構成は「子どもがいる世帯」(45.3%)が最も多く、次いで「配偶者と2人暮らし世帯」(25.5%)となっている。

同居している子どもについては、「子どもはいない」が32.3%で最も多く、次

いで「学校に通う子どもがいる」が19.4%、就業形態については、勤め人(自営業含む)は全体の56.5%に対し、無職・その他(年金受給者・学生含む)は39.7%となっている。

(2) 健康状態

「健康である」、「まあ健康である」は68.1%を占め、「あまり健康ではない」、「健康ではない」では10.3%となっている。

(3) 運動・スポーツに対する関心

「とても関心がある」、「関心がある」は73.1%に対し、「あまり関心がない」、「全く関心がない」では11.8%となっている。

(4) 学生時代のクラブ・サークル活動

「3～6年未満」が27.7%で最も多く、次いで「していない」が24.8%となっている。

(5) 普段の運動・スポーツの頻度

「全くしていない」が33.4%で最も多い。している人65.4%のうち、「週に1～2回」が20.4%で最も多く、「年に数回」が16.5%と続いている。

(6) 運動・スポーツをする理由

「健康・体力づくりのため」が66.0%で最も多く、次いで「楽しみや気晴らしのため」が51.6%、「運動不足を感じるため」が50.1%と続いている。

(7) 一緒に運動・スポーツをする相手

「1人」が50.8%で最も多く、次いで「家族・親戚」が25.4%となっている。

(8) 運動・スポーツをする場所

「緑地公園、海浜公園、河川敷」が37.3%で最も多く、次いで「自宅(室内・庭など)」が21.9%と続いている。

(9) 関心のある運動・スポーツの種目

過去1年間に行った種目は、「散歩(ぶらぶら歩き)」が56.7%で最も多く、次いで「ウォーキング」が40.6%、今後、始めてみたい種目については、「ヨガ・ピラティス」と「水泳・水中運動(アクアビクス)」がともに16.0%で最も多い。

(10) 新しい種目をはじめられない理由

「時間がない」が58.9%で最も多く、次いで「身近で実施できる施設がない」が26.9%となっている。

(11) スポーツクラブ21の認知度

スポーツクラブ21を「知らない・わからない」が53.2%と過半数を占めて最も多く、次いで「参加したことはないが、知っている」が34.5%、「参加している・参加したことがある」が9.2%となっている。

(12) 今後、運動・スポーツに関して望むこと

「気軽に使えるスポーツ施設を増やしてほしい」が61.7%で最も多く、「スポーツ施設やスポーツ行事の情報を教えてほしい」が25.9%と続いている。

(13) 運動・スポーツに関わるボランティア活動

ボランティア活動の参加状況については、「参加したことがなく、今後行う予定はない」が69.7%で最も多く、次いで「参加していないが今後、行いたい」(18.2%)が多くなっている。一方、「参加したことがあり、今後行う予定」と「参加したが、今後、行う予定はない」を合わせた割合(6.8%)は1割にも満たない。

活動内容については、「地域のスポーツイベントの運営や運営補助」が16.3%で最も多い。

(14) 障害者の運動・スポーツの普及・振興のために必要なこと

「既存の身近なスポーツ施設のバリアフリー化を推進する」が46.9%で最も多く、次いで「障害者スポーツを支えるボランティアを養成する」が29.9%、「障害者スポーツ指導員等の養成を行う」が25.7%と続いている。

(15) 利用したことがある施設

スポーツ施設を「利用したことはない」が、いずれの施設も過半数を占めている。一方、利用したことがある施設は、いずれも「市内の公立施設」が最も多く、なかでも体育館(屋内施設)が25.3%で最も高くなっている。

(16) 中央体育館に対する評価

“①交通の便が良い”では「そう思わない」、「あまりそう思わない」をあわせた割合が43.0%となっている。それ以外の項目では「どちらとも言えない」が最も多く、いずれも「まあそう思う」と「そう思う」を合わせた割合(評価する意見)より「そう思わない」、「あまりそう思わない」をあわせた割合(評価しない意見)の割合のほうが高い。

(17) 市立体育館の利用目的

「健康や体力の維持・増進のため」が60.1%で最も多い。

(18) 希望する施設内容

市立体育館にあると良い施設については、「プール」が49.0%で最も多く、次いで「トレーニングルーム」が45.1%、体育館以外にあれば良い施設については、「多目的運動場」が45.5%で最も多く、「テニスコート」が22.8%と続いている。

第4章 今後10年間のスポーツ推進の基本方針

スポーツ基本法第10条において、文部科学省が定めたスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に応じて策定するよう努めることとされており、本市においても、スポーツ基本計画を参照し、スポーツ推進施策を構成する。

1 子どもの運動・スポーツ機会の充実

(1) 就学前の子どもの体力向上策の推進

ア 目標

就学前の子子どもが積極的に運動遊び等を通じて、スポーツの基礎に親しむ習慣を身につけるきっかけを作る。

イ 現状と課題

本市では、就学前の子子どもを対象とした運動・スポーツプログラムは実施していない。

現在、指定管理者が自主事業として、就学前の子子どもを対象とした教室を提供している。

指定管理者による就学前の子子ども向け教室の開催状況

事業 年度		親子でリフレッシュ教室	幼児体操教室	キッズテニス	親子でクリスマス
		H23	教室 20	79	4
	回数	802	1,145	131	1
H24	教室	21	88	7	1
	回数	861	1,279	171	1

(資料)公益財団法人西宮スポーツセンター

(参考)民間企業・外郭団体等による幼児・児童向けクラス

施設名	子供向けプログラム名	備考
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	スイミングスクール	親子クラス、ジュニアクラス
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	体操	幼児クラス、学童クラス、上級クラス
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	トランポリン	対象：5歳～小学生
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	新体操	幼児クラス、学童クラス
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	バレエ	対象：5歳～小学生
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	avex ダンスマスター	対象：小学生～高校生
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	チアダンス	幼児クラス。小学生クラス
グンゼスポーツクラブポートウェーブ西宮	正道会館空手	対象：5歳～小学生
コナミススポーツクラブ本店西宮	サッカースクール	「パス、ドリブル、シュート！」レベルに合わせて、基礎から指導。
コナミススポーツクラブ本店西宮	ゴルフアカデミー	充実・柔軟な指導システムで、未来のゴルファーを育成。
コナミススポーツクラブ本店西宮	テニススクール	導入の段階からゲーム性を高める指導。
コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	スイミングスクール	「年齢・体力・能力」に応じた、段階別指導。
コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	体育スクール	独自の進級システムに沿って、能力に合わせた段階練習。
コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	ダンススクール	ダンスを通じて踊る楽しさ、表現する楽しさが体感。
コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	バレエスクール	基本動作から様々なバレエの振付までを基礎から指導。
コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	空手スクール	体力の向上はもちろん、礼儀・ルール・マナー・集中力・忍耐力を習得。
コナミススポーツクラブ本店西宮アネックス	新体操スクール	能力に合わせ、段階別に指導。
CUPS 西宮北口	Geে Kids クラス	対象：生後20ヶ月～小学生。英語と体操の要素を組み合わせ
CUPS 西宮北口	体操グループ	対象：3歳～小学生。保育園・幼稚園・小学校体育で取り組む運動種目
CUPS 西宮北口	トランポリン	対象：年中～中学生。本格的なトランポリンを使用
CUPS 西宮北口	柔道	対象：小学生。楽しみながら自然と柔道を覚える
CUPS 西宮北口	プレサッカー	対象：年中～小学4年生
CUPS 西宮北口	ヒップホップダンス	対象：小学生。ヒップホップやR&B、ラップ系のダンス
西宮スポーツセンター	親子でリフレッシュ	いろいろな運動やあそびを通じて、からだを動かす
西宮スポーツセンター	小学生スポーツ	幅広い学年を対象に、運動の楽しさを体験し、元気で強いからだづくり
西宮スポーツセンター	ミニバスケットボール	ドリブルからシュート・パス・ゲームまで基礎から練習
西宮スポーツセンター	小学生バレーボール	パスからレシーブ・サーブ・アタック・ゲームまでを基礎から練習
西宮スポーツセンター	小中学生卓球	卓球の基本的技術の習得
西宮スポーツセンター	幼児体操・小学生体操	対象：4歳～小学生 マット運動、跳び箱、鉄棒などが中心。
西宮スポーツセンター	硬式テニス	対象：4歳～小学生
西宮スポーツセンター	スポーツチャンバラ	対象：小学生
リゾ鳴尾浜	水泳教室 親子	対象：3ヶ月～2才11ヶ月（親子ペア）
リゾ鳴尾浜	水泳教室 幼児	対象：3才～4才 ※お母さんと離れて元気に遊べるお子様
リゾ鳴尾浜	水泳教室 園児	対象：5才～6才（就学まで）
リゾ鳴尾浜	水泳教室 小学生A	対象：小学1年生～3年生
リゾ鳴尾浜	水泳教室 小学生B	対象：小学4年生～6年生
ひょうご西宮アイスアリーナ	サタデー教室	対象：3歳以上
ひょうご西宮アイスアリーナ	サンデー教室	対象：3歳以上
ひょうご西宮アイスアリーナ	キッズスクール	対象：3歳以上（未就学児）
ひょうご西宮アイスアリーナ	親子教室	対象：親子（未就学児）

※平成26年2月28日現在、ホームページ上で複数種目を設置している民間企業を掲載

※外郭団体等は本市出資法人及び本市主催事業実施施設を掲載

※プログラムは、いずれも平成25年度実施プログラムを掲載

ウ 今後、取り組むべき施策

就学前の子ども等について、文部科学省が「幼児期運動指針(幼児期運動指針策定委員会H24.3)」において、「毎日、合計60分以上」の楽しく体を動かし、発達の特性に合った運動遊びを目安として示されており、指針に基づいた事業を実施する。

実施にあたっては、体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせるための親子で参加できる事業とする。

(2) 学校の体育に関する活動の充実

ア 目標

運動することの楽しさや喜びを味わわせ、豊かなスポーツライフにつながる学習や活動を展開する。

イ 現状と課題

現在、本市の子どもの体力については、種目によっては横ばい、又は向上の兆しが見られるようになってきている。この状況を踏まえ、引き続き心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の経験を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進や体力の向上を図る必要がある。

ウ 今後、取り組むべき施策

学校の教育活動において幅広く遊び・体育・スポーツ活動を位置付け、発達段階に応じた運動を通して、体を動かすことの「楽しさ」や「心地よさ」を味わわせるとともに、自己の体力の向上を図ろうとする意欲を持たせる取組みを進める。

また、仲間と運動することを通して、共に汗をかいたり、協調して一つの動きを作り上げたりするなど、集団の一員として一体感を感じることも、運動することの「喜び」として感じとらせる。更に、目標を持って取組み、課題を克服したときに「達成感」を感じさせ、運動に臨む公正、協力、責任等の態度をはぐくむ。

具体的な取組みとして、各種体育協会の加盟団体と連携し、スポーツ推進事業や指導者研修会の実施を行い、以下のことに意識し取り組む。

- (ア) 新体力テストの結果をもとに、自校の実態を具体的に把握し、計画的・継続的な体育指導を展開する。
- (イ) 子ども自身が自己の体力や能力を振り返り、自主的に課題に取り組める場を設定する。
- (ウ) 各運動領域の特性にふれさせることにより、運動することの「楽しさ」や「喜び」、課題克服の「達成感」が実感できる場面を作る。
- (エ) 仲間と共に運動することを通して、仲間との一体感や集団への所属感を感じるよう働きかける。
- (オ) 体育・スポーツ活動の実践を通して、公正、協力、責任等の態度を育てるなど、「豊かな心」の育成に努める。
- (カ) 好ましい人間関係を育てる学習、部活動運営に努める。

- (キ) 健康・安全と運動の関わりを理解させるための学習を進める。
- (ク) 子ども一人ひとりの能力・適性を把握し、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、個別の助言を行う。

(3) 子どもを取り巻く運動・スポーツ環境の充実

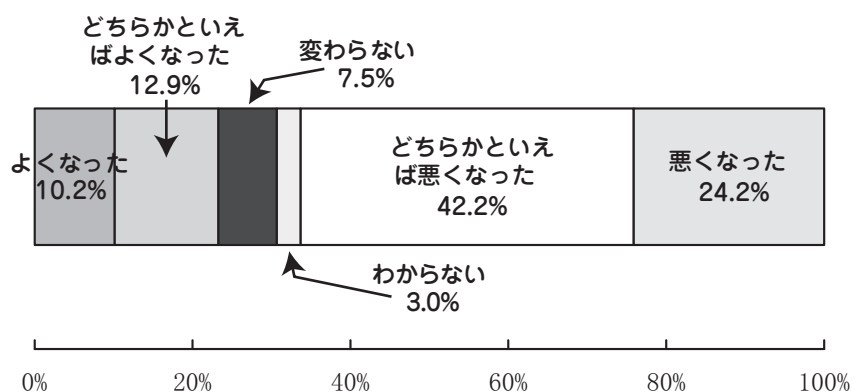
ア 目標

地域社会全体が連携・協働して、スポーツクラブ21をはじめとした地域のスポーツ環境の充実により、子どもの運動・スポーツ機会を向上させる。

イ 現状と課題

- ・ 内閣府の「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年9月)によると、今の子どものスポーツや外遊びの環境が悪化したと考えている。

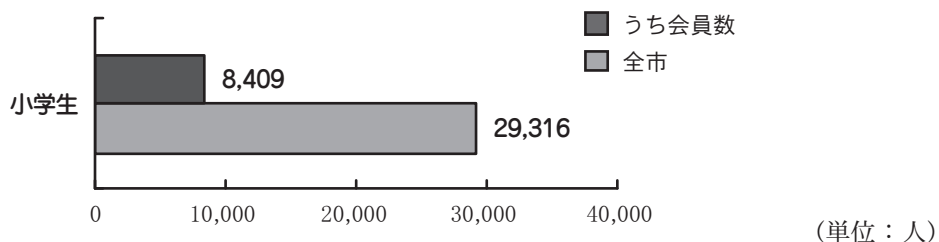
今の子どものスポーツや外遊びの環境の変化



(資料)内閣府「体力・スポーツに関する世論調査(H21.9)」

- ・ 本市では、スポーツクラブ21への小学生の加入率が28.7%に達している。

小学生(児童数)に占めるスポーツクラブ21の会員数(平成24年度)



(資料)西宮市スポーツ推進課/西宮市情報公開課

- ・ 野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動として、「西宮市民ファミリーハイキング」を実施し、児童から高齢者までの多様な世代が参加できる野外活動プログラムとして提供している。

- ・ 子どものスポーツへの参加機会の選択肢を充実させるとともに、原則として各小学校区を単位として40地区に設立されているスポーツクラブ21に参加する子どもと大人が幅広く参加できるプログラムとして、「ニュースポーツ振興事業(参照P58)」を実施している。
- ・ スポーツクラブ21の会員ではない地域住民も参加できる事業として、各地域のスポーツクラブ21が、地区運動会(参照P59)やスポーツ・フェスティバルを自主事業として実施している。
- ・ スポーツクラブ21へ入会しておらず、なおかつ民間のスポーツ教室等にも参加していない、運動・スポーツとの関わりが少ない児童に対するスポーツ振興・推進策が望まれている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 子どもが学校体育領域だけにとどまらず、運動・スポーツに親しめる多様な環境を提供するため、スポーツクラブ21等の活動基盤を活かし、地域社会が中心となった事業開催を支援する。
- ・ 「西宮市民ファミリーハイキング」は、毎回参加者が多く、市民の身近な野外活動及びレクリエーション活動として定着している。今後も、事業の受託者と企画・調整を行い、より安全に実施を行う。
- ・ 運動・スポーツに苦手意識をもつ子どもに楽しさや親しむきっかけを作る事業を、本市のスポーツ振興・推進施策に基づき、本市の外郭団体や指定管理者の自主事業等を活用して実施する。
- ・ スポーツクラブ21に加入していなかったり、民間のスポーツ教室等にも参加していなかったりする運動・スポーツに親しむ機会の少ない子どもに対して、運動・スポーツへの興味・関心を引き出す方策について検討する。

2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

ア 目標

年齢、性別を問わず市民が運動・スポーツを行うようにするとともに、すでに運動・スポーツを行っている市民については、実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツ参加等を促進する環境を整備する。

イ 現状と課題

- ・ 平成23年度の市民アンケート結果を世代別にみると、20歳代、30歳代が他の世代に比べて低くなっている。
- ・ 運動・スポーツを年に1度も行わない成人の割合は、平成18年度・60%であったものが、平成23年度・33.4%まで低下している。
- ・ 市民アンケートの運動・スポーツが行えない理由を世代別に見ると、「時間がない」が20～60歳代で最も多く挙げられている。
- ・ 教育委員会が主催、後援等を行い、ライフステージに応じた様々な事業を実施している。

ライフステージに応じた事業実施例

事業内容 ライフステージ	地区 運動 会	プ ール 開 放	ハ フ イ ア キ ミ ン グ ー	振 興 事 業	ニ ュ ー ス ポ ー ツ	広 遊 ・ 遊 す ぽ ー つ 場	歩 こ う 走 ろ う 会
就学前児童・幼児	○	○※					
小学生	○	○	○	○			
成人	○		○	○		○	○

※ 就学前児童・児童が入水できない地域を含む。
(資料)スポーツ推進課

ウ 今後、取り組むべき施策

(ア) 就学前児童・幼児対象

- ・ 【再掲】 就学前の子ども等について、文部科学省が「幼児期運動指針(幼児期運動指針策定委員会H24.3)」において、「毎日、合計60分以上」の楽しく体を動かし、発達の特徴に応じた運動遊びを目安として示されており、指針に基づいた事業を実施する。
- ・ 【再掲】 実施にあたっては、体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせるための親子で参加できる事業とする。

(イ) 小学生対象

- ・ マリンスポーツに親しみ参加できる機会として、ヨット体験教室を開催して

いる。兵庫県立海洋体育館(芦屋マリンセンター)を会場として、西宮市セーリング協会に委託し、小学生と中学生を対象として実施している。

- ・【再掲】子どもが学校体育領域だけにとどまらず、運動・スポーツに親しめる多様な環境を提供するため、スポーツクラブ21等をはじめとした地域社会が中心となった事業開催を支援する。
- ・【再掲】運動・スポーツに苦手意識をもつ子どもに楽しさや親しむきっかけを作る事業を、本市のスポーツ振興・推進施策に基づき、本市の外郭団体や指定管理者の自主事業等を活用して実施する。
- ・【再掲】スポーツクラブ21に加入していなかったり、民間のスポーツ教室等にも参加していなかったりする運動・スポーツに親しむ機会の少ない子どもに対して、運動・スポーツへの興味・関心を引き出す方策について検討する。

(ウ) 成人対象

(a) 市民アンケートの「今後、はじめてみたい種目【年齢別】」への対応

- ・ 年齢別結果(20歳代、30歳代、40歳代)によると、今後、はじめてみたい種目の第1位に、「ヨガ・ピラティス」があげられている。
- ・ 年齢別結果(50歳代)の第1位、年齢別結果(20歳代、40歳代、70歳代)の第2位、年齢別結果(30歳代、60歳代)の第3位に、「水泳・水中運動(アクアビクス)」があげられている。
- ・ 年齢別結果(60歳代)の第1位、年齢別結果(30歳代、50歳代)の第2位、年齢別結果(40歳代)の第3位に、「登山・ハイキング・キャンプなどの野外活動」があげられている。本市では、すでに「西宮市民ファミリーハイキング」を実施しており、既存の事業のPRに努める。
- ・ 年齢別結果(20歳代)の第3位には、「ジャズダンス・ヒップホップダンス・その他のダンス」、【再掲】これらの種目についても、すでに本市外郭団体等の自主事業として、プログラムを提供しており、PRに努める。
- ・ 年齢別結果(60歳代)の第1位、年齢別結果(70歳代)の第2位には、「ウォーキング」があげられている。ウォーキングについては、本市では、すでに「西宮市民毎日歩こう走ろう会」を実施しており、既存の事業のPRに努める。

(b) 市民アンケートの「今後、はじめてみたい種目【就労有無別】」への対応

- ・ 就労有無別結果(勤め人)によると、今後、はじめてみたい種目の第1位に、「水泳・水中運動(アクアビクス)」があげられている。

(c) 市民アンケートの「今後、はじめてみたい種目【頻度別】」への対応

- ・ 頻度別結果(月に1～3回、年に数回)によると、「登山・ハイキング・キャンプなどの野外活動」が第1位であり、すでに「西宮市民ファミリーハイキング」を実施しており、既存の事業のPRに努める。
- ・ 頻度別結果(全くしていない)によると、「ヨガ・ピラティス」が第1位、「ウォーキング」が第2位にあり、日常生活の中で気軽にスポーツに親しめ、仕事や家事・育児の合間に行える運動・スポーツの普及・推進等について、

本市の既存事業と外郭団体等の自主事業を活用しつつ、検討する。

- ・ 市民アンケートの「今後、はじめてみたい種目」の年齢別結果、就労有無別結果、頻度別結果のいずれにおいても、「水泳・水中運動(アクアビクス)」が上位に上がっている。本市外郭団体の一つであるリゾ鳴尾浜(株式会社鳴尾ウォーターワールド)は屋内プールを備えており、施設の活用を推進する。
- ・ 身近な場所で実施可能な種目の普及のため、正しいウォーキングを実践するための講座等の開催を行う。
- ・ 地域住民がグループで、身近な場所において行う高齢者向けの筋力向上を目的とした体操として「西宮いきいき体操」事業を高齡福祉課が実施しており、制度のPRなど協力を行う。
- ・ 本市では、保健所健康増進課、健康福祉局高齡福祉課等類似の事業を実施している関係課があり、情報共有等の連携を検討する。
- ・ 平成25年8月にオープンした通年型スケートリンク「ひょうご西宮アイスアリーナ」について、市民の認知度を高め、利用促進を図るため市民無料招待デー等を実施して、市民のスポーツ推進・健康増進につなげる。
- ・ 市民アンケートは、5年後の計画の中間見直し時期等に実施する。
- ・ 計画目標を達成するために、本市広報部門の協力を得つつ、各種の広報媒体の活用を図る。

市民アンケート結果 「今後、はじめてみたい種目【年齢別】（上位5種目）」

(MA%)

年 齢	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
20歳～29歳 (n=115)	ヨガ・ピラティス 25.2	水泳・水中運動 (アクアビクス) 20.0	ジャズダンス・ヒップホップダンス・その他のダンス 19.1	スキューバダイビング 17.4	テニス・クォーターテニス・ソフトテニス／登山・ハイキング・キャンプなど野外活動 15.7
30歳～39歳 (n=266)	ヨガ・ピラティス 23.7	登山・ハイキング・キャンプなど野外活動 18.4	水泳・水中運動 (アクアビクス) 18.0	筋力トレーニング 15.0	ジョギング・ランニング・マラソン 14.3
40歳～49歳 (n=270)	ヨガ・ピラティス 21.1	水泳・水中運動 (アクアビクス) 19.3	登山・ハイキング・キャンプなど野外活動 17.0	ジョギング・ランニング・マラソン 16.7	筋力トレーニング 13.7
50歳～59歳 (n=224)	水泳・水中運動 (アクアビクス) 17.0	登山・ハイキング・キャンプなど野外活動 14.3	体操（健康体操含む）・ストレッチ・太極拳 13.8	ヨガ・ピラティス 13.4	ウォーキング／筋力トレーニング 11.6
60歳～69歳 (n=269)	ウォーキング／登山・ハイキング・キャンプなど野外活動 14.5	水泳・水中運動 (アクアビクス) 14.1	筋力トレーニング 13.0	体操（健康体操含む）・ストレッチ・太極拳 11.2	
70歳以上 (n=204)	体操（健康体操含む）・ストレッチ・太極拳 10.8	ウォーキング／水泳・水中運動 (アクアビクス) 8.8	グラウンドゴルフ・ゲートボール 6.4	サイクリング／登山・ハイキング・キャンプなど野外活動 5.9	

(資料)「運動・スポーツに関するアンケート」結果報告書より抜粋

(2) スポーツにおける安全の確保

ア 目標

安心してスポーツ活動を行うための環境を整備し、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図る。

イ 現状と課題

- ・ 市立スポーツ施設におけるスポーツ用具やAEDについて、定期的な点検や適切な保管管理を行うとともに、設置の有無や機器のタイプを表示し、施設利用者に周知している。
- ・ 指導者の育成のため、体育協会へ委託して「スポーツ医科学講習会」を実施している。
- ・ 学校体育施設を利用した夏季プール開放事業(参照 P59)については、教育委員会が主催者であるものの、実施主体であるスポーツクラブ21の関係者が、安全に運営することに不安を抱いている。現状では、このような地域の不安解消のため、プール開放事業中の事故発生を想定した救命救急講習会を実施している。
- ・ スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠である。
- ・ 施設管理者がスポーツ用具の定期的な点検や、保管管理について一層の配慮を行い、スポーツ用具の安全性を確保する必要がある。
- ・ 実技指導にあたるスポーツ指導者が、必要な知識・技術を習得して指導に活用することが重要である。
- ・ スポーツ指導者には、心肺蘇生法やスポーツ外傷・障害等の予防や対処法、熱中症の予防等が必修となっている。
- ・ 教育委員会がスポーツクラブ21に実施を委託している学校体育施設開放事業における気象警報発令時の活動について、地域の指導者(監督・コーチなど)が活動可否の判断に戸惑うとの報告がある。

スポーツ医科学講習会実施状況

年 度	テ ー マ
H22	競技者として競技にどのようにして臨むべきか ～身体・心理面において～
H23	咬み合わせと体のバランス ～「咬む」大切さと「咬まない」大切さ～
H24	スポーツを通じて健全な精神を養う ～指導者としての心構え・指導の方法、競技者として 大会にのぞむ・心理面・精神面の大切さ～

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ スポーツ推進委員や地域スポーツ指導者を対象とした講習会や体育協会に委託しているスポーツ医科学講座を引き続き実施する。安全に運動・スポーツの指導を行えるスポーツ指導者の育成を図る。参加者の少ない研修もあり、研修会の広報などに工夫を行う。
- ・ 市民の誰もが運動・スポーツ活動に親しめるよう、市立スポーツ施設のバリアフリー化、耐震化や老朽化した箇所の修繕等の安全確保のための施設整備を年次的に行う。
- ・ 学校体育施設における夏季プール開放事業については、教育委員会が主催者として、施設の安全性について担保するとともに、事業実施中の事故に対して補償制度の整備・検討を行う。
- ・ 夏季プール開放事業の実施方法については、警察庁から発せられた事務連絡（H24.6.25）を遵守するとともに、これまでスポーツクラブ21が安全に実施してきたことを鑑み、今後も主催者と学校、地域が良好な関係を構築しつつ、実施できる方法を検証する。
- ・ 夏季プール開放事業の主催者としての責任を果たすため、他市の取り組みなどの動向を研究する。
- ・ 気象警報発令時における学校体育施設開放事業の取扱いについて、学校教育における取扱基準に準じた活動の可否の判断基準を適宜提供するとともに、関係者間での周知徹底を図る。
- ・ 学校体育施設開放事業をより安全に実施するための支援として、安全確保のための機材の配備等を検討する。

3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

(1) 地域スポーツの中心となるスポーツクラブ21の育成・推進

ア 目標

総合型地域スポーツクラブであるスポーツクラブ21がスポーツを通じて、コミュニティの核となり、地域の少子化・高齢化にも対応しつつ、自主的・自立的な運営ができる体制作りを目指す。

イ 現状と課題

- ・ 現在、各小学校区を単位として、スポーツクラブ21が40クラブ設立され、自主運営されている。
- ・ いずれのスポーツクラブ21も、地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多種目・多世代・多目的のスポーツクラブである。
- ・ スポーツクラブ21の認知度については、平成18年度・40%、平成23年度・43.7%であることから、市民に広くスポーツクラブ21の活動が広く行き渡っていないことがうかがえる。
- ・ 本市のスポーツクラブ21の活動方針を検討・協議するため、「スポーツクラブ21ひょうご西宮市推進委員会」を開催している。
- ・ 地域におけるスポーツ活動の推進に関して、功績が顕著なスポーツクラブ21の指導者等に対して表彰を行うなど、地域スポーツクラブ21の士気を高める顕彰活動を実施している。
- ・ 兵庫県が設立に必要な資金として「スポーツクラブ21運営等基金」を供出し、各スポーツクラブがそれぞれの運用を行い、活動のために有効に活用している。将来の基金の費消に備え、スポーツクラブ21の財務基盤の強化が求められている。
- ・ 今後、少子化と高齢化の進展が予測されており、会員の大幅な増加が見込まれないことから、財務基盤強化の方法として、入会者から活動に必要な入会金や部費等の活動費の納付を求めるなど、受益者負担の理念の浸透が必要である。
- ・ 学校体育施設を活用するにあたり、学校と地域が良好な関係を構築することが求められている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 児童数の伸びが鈍化し、65歳以上の人口の割合が増加し、高齢化が進展しつつあるなかで、将来における望ましいスポーツクラブ21のあり方や支援策について検討を行う。
- ・ 兵庫県教育委員会が平成24年12月に改訂された「スポーツクラブ21ひょうご事業推進のためのガイドライン(平成24年改訂版)」に基づき、近隣のスポーツクラブ21と連携を図るほか、他地区の効果的な取り組みを紹介するなどの支援を検討する。

- ・ 各地区のスポーツクラブ21が創設から約10年が経過しており、クラブの運営に様々な課題が生じることが予想される。その際、スポーツクラブ21の要請に基づき、自立化と活発化のために一体的にアドバイスできる兵庫県が派遣する「クラブアドバイザー」制度の活用を検討する。
- ・ 本市のスポーツクラブ21の活動について、「スポーツクラブ21ひょうご西宮市推進委員会」が今後の運営方針等について、協議・検討を行う。
- ・ スポーツクラブ21で永年にわたり、功績が認められる指導者等について、積極的な推薦を行い、功労者表彰を実施し、クラブ運営等の士気の維持につなげる。
- ・ スポーツクラブ21の学校体育施設開放事業を円滑に推進するため、学校と地域が良好な関係を構築できるよう支援する。

(2) 地域スポーツ指導者の育成と充実

ア 目標

市民やスポーツクラブ21のニーズを踏まえつつ、スポーツ指導者等の養成を推進する。

イ 現状と課題

(ア) スポーツ指導者の養成

- ・ スポーツ指導者は、スポーツ立国戦略(参照 P59)における「する人、観る人、支える(育てる)人の重視」を基本的な考え方のうち、支える(育てる)人であり、運動・スポーツの推進に必要である。そのため、「スポーツ指導者養成講習会」と「スポーツリーダー研修会」を開講して、指導者の育成を行う。

スポーツ指導者養成講習会 年度別テーマ一覧

年 度	テ ー マ
H22	子どもをイキイキさせる指導方法とは！！ (目的：ジュニア・スポーツ指導者の養成)
H23	地域スポーツクラブをマネジメントしてみよう！！ (目的：クラブマネージャーの養成)
H24	スポーツ指導者に必要な基礎知識を学ぼう！！ (目的：スポーツ指導者の養成)

(概要) 毎週火曜日 午後7時00分～午後8時30分 全15回
参加費：1,500円(傷害保険料)

スポーツリーダー研修会 年度別開催内容

年 度	開 催 内 容
H22	(第1回) 少年野球指導者審判講習会 (第2回) 中高年のスポーツ・運動プログラム(講義・実技) (第3回) 中高年のスポーツ・運動プログラム(実技)
H23	(第1回) 少年野球指導者審判講習会 (第2回) けがをしないためのストレッチ その1 (第3回) けがをしないためのストレッチ その2 (第4回) レクリエーションで仲間づくり
H24	(第1回) 少年野球指導者審判講習会(※雨天により中止) (第2回) ノルディック・ウォーキング講習会(第1回・基礎編) (第3回) ノルディック・ウォーキング講習会(第2回・応用編) (第4回) クォーターテニス審判講習会

(概要) 参加費：無料 午後7時00分～午後8時30分

- ・ スポーツ指導者を地域のスポーツ活動で有効に活用するため、「西宮市社会体育リーダーバンク」を受け皿としている。しかしながら、社会体育リーダーバンクは、会員の減少及び高齢化が進んでおり、今後の活用・活性化策が課題である。
- ・ スポークラブ21やその傘下の各種目別クラブにおいて、組織運営を円滑に行うための専門的な人材であるクラブマネジャーの配置が課題である。

(イ) その他の指導者養成等について

- ・ これまで公益財団法人日本障害者スポーツ協会が認定する障害者スポーツ指導員等の養成が行われておらず、障害者スポーツに関する指導者の養成と地域への配置が今後の課題である。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 近年、地域で指導する各種目の指導者については、有償・無償に関わらず、指導者として一定の責任を有しているため、指導者としての意識の醸成や責任についても、指導者養成講習会を通じて、理解の浸透を図る。
- ・ 養成したスポーツ指導者を活用・促進するため、社会体育リーダーバンク等を紹介するなど、積極的な活用策を検討する。

(3) スポーツ推進委員の資質の向上

ア 目標

スポーツ基本法で提示されたスポーツ推進委員に期待される役割を担うため、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。

イ 現状と課題

- ・ 2年に1度の委嘱時期において、現状の70歳定年制を引き続き採用して、スポーツ推進委員の新陳代謝を促進している。

- ・ 旧・体育指導委員制度から長期間にわたり委嘱されているスポーツ推進委員が多数いることに鑑み、スポーツ推進委員として功績が顕著であった者に対する顕彰制度を活用することにより、スポーツ推進委員の士気の向上を図っている。

スポーツ推進委員の研修体制

<p>研修体制(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例研修会(毎月第2水曜日) ・ 実技研修会(1月、2月) ・ 宿泊研修会(11月) ・ 阪神南地区スポーツ推進委員会実技研修会(2月) ・ 阪神・丹波地区生涯スポーツ指導者研究会(10月) ・ 兵庫県スポーツ推進委員会中央研究協議会(9月) ・ 近畿スポーツ推進委員研究協議会(3月) ・ 全国スポーツ推進委員研究協議会(11月)
--

スポーツ推進委員研修会出席率

(単位：％)

年 度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実 績	65.0	70.9	70.4	70.2	67.5

研修会出席率＝延べ出席者数／(委員数×年10回開催)

- ・ スポーツ推進委員に期待される役割として、市民に対する実技指導にとどまらず、市民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割が追加されている。特に、事業の実施に必要な連絡調整の役割が求められている。
- ・ スポーツ推進委員の各種研修会の出席率、スポーツ推進委員協議会の主管等を行う事業への関与、及び本市関連事業への参加率・参加人数の低さが課題である。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ スポーツ推進委員は、企画・広報部門など事務局機能を強化し、自立した活動を行える体制を構築する。
- ・ スポーツ推進委員の委嘱にあたり、各地区スポーツクラブ21会長より3名以内で推薦を受けている現状の推薦方法について、より望ましい推薦方法と選任方法を検討し、見直しを行う。
- ・ スポーツ基本法において、地域スポーツの推進にあたり、重要な部分を担うことが期待されているスポーツ推進委員は、その役割や職務内容を理解し、運動・スポーツ活動に関して、熱意と能力があり、地域と行政の間で効果的に連絡調整を行うことができる者を委嘱できるよう制度の変更を図る。
- ・ スポーツ推進委員については、資質の向上を図るため、各種研修会への出席と本市関連事業の運営への積極的な関与を求める。
- ・ 地域のスポーツクラブ21等へ障害のある方の受け入れを図るため、障害者スポーツの指導者に必要な研修の受講を奨励する。

- ・ 永年にわたり、功績が認められるスポーツ推進委員について、積極的な推薦を行い、功労者表彰を実施し、士気の向上を図る。また、スポーツ推進委員個人だけでなく、スポーツ推進委員の集合組織である西宮市スポーツ推進委員協議会についても、顕彰制度を活用して、組織のPRと士気の向上を図る。

(4) 障害のある人の運動・スポーツ活動の振興

ア 目標

障害のある人の社会参加の機会、障害のある人一人ひとりが、自らの個性と能力を発揮し、自己実現を図る機会を確保するため、身近な場所においてスポーツ活動を提供する。

イ 現状と課題

- ・ 障害のある人の社会参加の促進、市民の福祉の増進を図ることを目的として、1985年に総合福祉センターが設置されている。

総合福祉センターの利用者数

(単位：人)

年度	H21	H22	H23	H24
プール	33,340	34,581	30,870	34,432
体育室・トレーニング室	24,222	24,187	24,726	22,230
合 計	57,562	58,768	55,596	56,662

(資料)西宮市事務事業評価結果

- ・ 勤労者や障害のある人の福祉の増進を図る施設であるサン・アビリティーズにしのみやには、体育室やトレーニング室、教養文化室などがあり、健康の増進や教養の向上、レクリエーション活動に利用されている。

サン・アビリティーズにしのみや利用状況

施設別	年度	H20	H21	H22	H23	H24
稼働率		56.9	58.0	57.6	54.9	62.2
利用者合計		1,690	1,713	1,678	1,596	1,493
体育室		1,370	1,364	1,410	1,405	1,451
会議室(※)		213	238	141	102	0
教養文化室		107	111	127	89	42

※ H24年度からトレーニング室に転用

(資料)事務事業評価シート

- ・ 障害者スポーツの普及・推進を図るため「障害者スポーツ推進連絡会議」に参加し、関係各課との情報の共有化を図っている。
- ・ 中央体育館をはじめとした市立スポーツ施設では、バリアフリー化が十分ではない側面が見受けられる。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 障害のある人が、スポーツを通じて社会参加をし、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努める。また、スポーツ活動等の成果を発表する場の充実にも努める。
- ・ 【再掲】地域のスポーツクラブ21へ障害のある方の受け入れを図るため、スポーツ推進委員会を中心として、障害者スポーツの指導者に必要な研修の受講を奨励する。
- ・ スポーツ基本計画において、健常者と障害のある人がともに利用できるスポーツ施設のあり方等について検討することが要請されていることや、先のアンケートにおいて、障害のある人の運動・スポーツの普及・振興のために必要なことについては、「既存の身近なスポーツ施設のバリアフリー化を推進する」が46.9%と最も多くなっていることから、市立スポーツ施設において、障害のある人が来館した場合に、公共施設として対応できるようバリアフリー化を意識し、年次的な整備に努める。

4 競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

(1) ジュニア期から高い技術を身につけるための支援

ア 目標

国内全国大会等への出場を目指すトップアスリート(参照 P59)を育成するため、体育協会との連携により、ジュニア期から高い技術を身につけるための支援を行う。

イ 現状と課題

- ・ 国際競技大会(オリンピック等)における本市にゆかりのあるトップアスリートの活躍は、市民に誇りと喜び、夢と希望をもたらしている。
- ・ 競技スポーツについては、体育協会を中核としてスポーツ関係団体の育成を担う取組みが続けられている。
- ・ 体育協会や協会傘下の種目協会が効果的にアスリートの発掘・育成・強化を図り、トップアスリート層の育成を支援するため、体育協会補助金を交付している。
- ・ アスリートの意欲を高める観点やアスリートの強化に貢献するスポーツ関係団体等を支援する観点から、顕彰を実施している。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 2020年に東京オリンピックが開催されることが決定し、スポーツへの関心が高まることが予想されるなか、体育協会や協会傘下の種目協会がアスリートの発掘・育成・強化を図り、トップアスリートの育成を支援するため、体育協会補助金を交付して、間接的に支援を継続する。
- ・ アスリートの意欲を高める観点やアスリートの強化に貢献するスポーツ関係団体等を支援する観点から、引き続き顕彰を実施する。
- ・ アスリートの特性や発達段階、学業とのバランスなどに配慮した支援を検討する。

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成

ア 目標

スポーツ指導者及び審判員等競技スポーツの推進に寄与する人材を養成する。

イ 現状と課題

- ・ 各種目の競技水準向上のためには、スポーツ指導者には従来求められた各種目固有の戦術・戦略の構築に加え、科学的根拠やスポーツ医学に関する知識を活用した指導を行う能力等が求められている。
- ・ 個々の特性や発達段階に応じたスポーツ指導者に必要な知識・技術等の習得を目指した講習会を実施している。
- ・ 各種目に必要とされる専門的な能力を習得する機会を研修会を通じて、市民に提供している。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ ジュニア期から高い技術を身につけるため、多様な世代、レベルに応じた指導が行える指導者養成講習会について研究を行う。
- ・ 地域の指導者のニーズを把握し、必要とされる研修会の実施を図る。
- ・ 競技スポーツに関する種目や技能を超えた、スポーツ指導者に求められる保護者との対応、言葉遣いなどのルールやマナーといった社会性や品格について、身につけられる機会を提供する。

5 スポーツ活動を通じた交流の推進

(1) 大会等の開催

ア 目標

行政は、スポーツ関係団体等の調整役として、事業の実施はスポーツ関係団体が自立的に実行する体制の構築を目標とする。

本市及びスポーツ関係団体等が連携して大会等の円滑な開催を支援する。

イ 現状と課題

- ・ 大会・交流試合・スポーツのつどい等を開催することは、市民のスポーツへの関心を高め、練習の成果の発表と、地域交流の活性化につながっている。
- ・ スポーツクラブ21は、小学校区単位を基本として組織されており、主な大会・つどいは市内大会である。
- ・ 市域を越えた地域交流としては、県下のスポーツクラブ21の交流事業としてスポーツクラブ21ひょうご全県スポーツ大会や阪神南地区交流フェスティバルを開催している。
- ・ 体育協会は、各種目協会の運営による大会を市民体育大会として開催している。
- ・ 中央体育館や西宮中央運動公園を中心とした市立スポーツ施設は、大会等の開催により土日祝日の稼働率は高い。そのため、現状を上回る大会等の開催は困難な状況である。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 各種大会・つどいの参加者へ受益者負担の観点の浸透を求めるとともに、必要経費の受益者負担を求める。
- ・ 各種大会・つどいの運営者が行政の関与なく運営できる体制の構築を目指す。
- ・ 本市が関与している大会等へスポーツボランティアの受け入れを図る。

(2) スポーツに係る交流及び貢献の推進

ア 目標

運動・スポーツ・レクリエーション等の分野において、市域を超えた交流や貢献活動を推進する。

イ 現状と課題

- ・ 運動・スポーツ・レクリエーション分野における貢献として、東日本大震災の被災地支援を目的とした、「東日本大震災にかかる兵庫県スポーツ推進委員のボランティア活動」へスポーツ推進委員を派遣している。

ウ 今後、取り組むべき事項

- ・ 西宮市スポーツ推進委員協議会は、兵庫県スポーツ推進委員会の貢献事業に積極的に協力することとしていることから、引き続き、本市スポーツ推進委員の派遣等の支援を行う。本市は事務局として広報や事務手続き等を担う。

6 スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

(1) スポーツ関係団体のガバナンス強化と透明性向上に向けた取り組みの推進

ア 目標

スポーツ関係団体と協力し、団体のガバナンスを強化し、透明性が高い組織運営体制を整備するよう支援する。

イ 現状と課題

- ・ スポーツ基本法で、スポーツ関係団体は、事業を公正に行うため、その透明性の確保を図るとともに、事業活動において、自ら遵守すべき基準を作成するよう努めるものとされている。
- ・ スポーツ関係団体が一般財団法人、公益財団法人に移行し、各団体の自助努力による適切な団体運営が求められている。

ウ 今後、取り組むべき施策

(ア) 出資団体等に対する定期的な関与

(a) 外郭団体について

市の資本金への出資比率や出資者として主体的な責務を担うなど一定の要件に該当する団体を外郭団体としている。

本市のスポーツ推進に関わる団体としては、公益財団法人西宮スポーツセンターと株式会社鳴尾ウォーターワールド(リゾ鳴尾浜)があり、共催事業や受託事業を通じて、スポーツ推進施策の一翼を担っている。

① 公益財団法人西宮スポーツセンター

- ・ 設立目的：市民の生涯スポーツの振興に関する事業を行うとともに、施設を広く地域住民の利用に供し、もってスポーツの振興と体育の向上の寄与すること。
- ・ 出資額：61,000千円うち市出資額61,000千円
- ・ 市出資割合：100%
- ・ 主な事業内容：貸館事業、スポーツ教室事業、駐車場事業、スポーツ施設管理運営事業(指定管理)

② 株式会社鳴尾ウォーターワールド(リゾ鳴尾浜)

- ・ 設立目的：健康運動施設「リゾ鳴尾浜」(平成4年10月開業)の管理運営業務を行うことを目的とし、民間企業の資金とノウハウを活用し、事業の独立採算を維持しつつ、利用者により良いサービスを提供するため、第三セクター方式で本市ほか4社が発起人となって平成3年11月7日に設立。
- ・ 出資額：90,000千円うち市出資額36,000千円
- ・ 市出資割合：40%
- ・ 主な事業内容：プール・温浴施設、フィットネス、レストラン、スポーツ関連物品販売

(b) 経営の健全性等の評価

本市が出資する外郭団体のうち、スポーツ推進課が所管する公益財団法人西宮スポーツセンター及び、公園緑地課が所管する株式会社鳴尾ウォーターワールドについて、西宮市第三セクター等への関与に関する条例に基づき、経営の健全性等の評価を行う。

上記2団体に関しては、本市のスポーツ推進施策の一翼を担う組織として関与を継続する。

(イ) スポーツ推進委員協議会の体制強化

スポーツ基本法におけるスポーツ推進委員に期待される役割の変化にあわせ、将来の本市のスポーツ推進施策を担うため、スポーツ推進委員協議会の自立化を図る。

(ウ) スポーツ関係団体における運営の透明性の確保の推進

補助金の交付対象団体について、市民への説明責任を果たすため、事業運営の一層の透明化を推進する。

(エ) 施設利用料金の負担のあり方の検討

施設利用者には、大会開催時の施設使用料徴収の負担の公平化や受益者負担の考え方の浸透にあわせ、施設使用料徴収の適正化を図る。

また、受益者負担を求めることで、各種団体が参加料の徴収によって、自立した活動が行える体制の構築を関係団体と協力して推進する。

さらに、【再掲】市民の誰もが運動・スポーツ活動に親しめるよう、市立スポーツ施設のバリアフリー化、耐震化や老朽化した箇所の修繕等の安全確保のための施設整備を年次的に行っていくための財源として、受益者負担の考え方の浸透を図り、現在の料金体系の抜本的な見直しを行う。

(オ) スポーツクラブ21のクラブマネジメント及び財政的自立

「スポーツクラブ21ひょうご」運営等基金が終了した後、スポーツクラブ21が安定した経営を行うため、適切なクラブマネジメントを行い、財政基盤の安定化、財政的自立を支援する。

(カ) 社会体育リーダーバンクのあり方と将来像

社会体育リーダーバンクは、会員の減少と高齢化が進展している。現在、スポーツ教室指導、西宮市民ファミリーハイキング引率指導、遊・遊すぽ一つ広場運営、体育の日の行事運営、卓球フェスティバル運営等を行っているが、今後の活動領域と組織のあり方について検討する。

(2) スポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決

ア 目標

運動・スポーツに関する紛争の迅速な解決と予防に向けた体制整備を推進する。

イ 現状と課題

スポーツ基本法では、運動・スポーツに関する紛争について迅速かつ適正な解決に努めることとされるとともに、解決に資するために必要な施策を講ずるとさ

れている。

ウ 今後、取り組むべき課題

(ア) 公園緑地課等関係組織及び指定管理者との連携強化

施設運営に関して、運動施設の所管課であるスポーツ推進課、公園施設の所管課である公園緑地課及びそれら施設の指定管理者が連携を密にすることで、施設の諸問題に対して、情報を共有し、解決を図る。

(イ) スポーツ推進委員定例研修会及びスポーツクラブ21連絡協議会での情報提供

苦情、課題、提言への対応例について、スポーツ推進委員定例研修会、スポーツクラブ21連絡協議会等の関係者の出席する会議や研修会等で、情報提供を行う。

7 スポーツ界の好循環の創出

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

ア 目標

次世代アスリートの育成、地域スポーツの推進、スポーツの裾野の拡大等を目的として、トップスポーツ(参照 P59)と地域におけるスポーツとの連携・協働の推進を図り、スポーツ界における好循環の創出を目指す。

イ 現状と課題

スポーツクラブ21でバレーボールやサッカーに励んでいる小学生が、一流の現役選手(アスリート)やコーチから、直接基礎技術の指導を受けることで、参加した小学生や指導者の技術向上となる教室を実施している。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ スポーツの推進とスポーツを通じた子どもの健全育成を主たる目的としたプロ・バレーボール選手による教室の開催、プロ・サッカー選手によるクリニックを引き続き開催する。
- ・ 事業の拡大を図るため、企業等のクラブチームへの働きかけを行うとともに、今後も企業等のクラブチームから教室開催の依頼等があった場合には、開催を支援する。

(2) 大学との協働事業の開催

ア 目標

大学に蓄積された人材やスポーツ施設を地域スポーツにおいて活用するための連携・協働の推進を図る。

イ 現状と課題

- ・ 市内の大学と協働で、サッカー、野球等のスポーツクリニックを開催している。
- ・ 市外の大学と協働で、未就学児も参加対象者とするミニバスケットボール教室を開催している。
- ・ 大学による地域貢献活動は、学生が地域住民との交流を通じて、学生生活や体育活動において意義深い体験ができるとの評価を得ている。
- ・ 地域のスポーツ環境を充実させるため、大学がスポーツ推進に関連し保有する様々な資源を最大限活用しつつ、連携・協働して取り組んでいくことが重要である。
- ・ 大学が保有する充実したスポーツ施設を地域に提供する等の地域貢献活動との連携が求められている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 今後も大学からの地域貢献活動への協力要請や事業の共催提案がなされた場合は、大学生の自主的な協力や各大学の教育方針に基づき、本市教育委員会は、教育的な配慮とスポーツ推進施策に則して、各大学の地域貢献担当部署

と協働するなど積極的な連携を図る。

- ・ ボランティアに興味・関心の高い学生が多いことから、スポーツボランティアを受け入れる体制を構築する。

(3) 企業等での研究成果を活用する取組みの推進

ア 目標

企業が有するスポーツ医・科学に関する研究成果を運動・スポーツの推進に活用する。

イ 現状と課題

- ・ 企業には、優れた指導者や研究者が多数在籍しているとともに、その研究成果も蓄積されている。こうした人的・物的資源を社会貢献活動として地域に提供されており活用している。
- ・ 平成24年度より製薬会社の協力を得て、講習会の開催をしている。企業の実証的な研究成果の紹介や、実践的アドバイスが、地域スポーツ指導者に受け入れられている。
- ・ 複数の企業から本市スポーツ関連事業に対し、協賛等の申し出を受け、上位成績者への副賞の提供等を得て、参加者の士気向上につなげている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 今後も本市事業や講習会への協力を要請するとともに、協力の申し出を受けた場合は、本市のスポーツ推進施策に基づき、積極的に事業や講習会の開催を行う。
- ・ 今後も本市が主催・後援等で関与するスポーツ関連事業への協賛等の申し出を受けた場合、市民が運動・スポーツ活動に取り組む士気向上につなげるため、積極的な活用を図る。

(4) スポーツ推進体制の整備

ア 目標

本市におけるスポーツ行政を効果的に推進するための組織体制を整備する。

イ 現状と課題

- ・ 本市のスポーツ行政は、教育委員会が所掌している。

年度	S23	S40	H13	H16	H24
部名	——	社会教育部	スポーツ・青少年部	社会教育部	社会教育部
課名	体育保健課	社会体育課	スポーツ振興課	スポーツ振興課	スポーツ推進課

- ・ スポーツ行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正(H20.4.1 施行)された。この改正により、地方公共団体の長が学校体育を除いたスポーツに関する事務を管理し、及び

執行することができることになった。

- ・ スポーツ推進課所管スポーツ施設(運動施設)と公園緑地課所管スポーツ施設(公園施設)が設置されており、施設管理等の調整に時間を要している。
- ・ スポーツを通じたまちづくり、地域活性化につなげる取組みが求められている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 本市におけるスポーツ行政を効果的に推進することができる組織のあり方について検討する。また、スポーツを通じたまちづくりや地域活性化等の施策が実施できる推進体制を構築する。
- ・ 施設の管理・整備等、教育委員会と市長事務部局が担う事務の連携など、適切な組織のあり方について、関係部局と協議を行いながら事務移管を進める。
- ・ 近隣市の状況も含め、先進市における効果的なスポーツ推進体制のあり方について、引き続き調査・研究を進める。
- ・ スポーツを通じたまちづくり、地域活性化や市民の健康づくりにつなげる取組みを行うために関係部局とのさらなる連携を進める。

(5) スポーツ関係者で構成される共同体「(仮称)スポーツ・ボード」の研究

ア 目標

- ・ 本市において、スポーツ推進を活用した健康で明るいまちづくりを目指す。
- ・ 市内の豊富なスポーツ資源を効果的に活用して、スポーツ推進を図ることにより、本市からアスリートが輩出することを目指す。
- ・ スポーツを通して、健康で長生きできる社会、子供たちが安心して育つ環境、住んで良かったと思える豊かなまちづくりを目指す。

イ 現状と課題

- ・ 本市には、競技スポーツ、地域スポーツ、企業のスポーツ、大学体育会などスポーツに関係する豊かな資源(団体・関係者)を有している。これらのスポーツ資源を有効に機能させる必要がある。
- ・ これらのスポーツ資源を改めて発掘し、幅広い連携・システム化を通して、スポーツ振興・推進と地域の活性化につなげることが期待されている。
- ・ 本市のスポーツ推進施策に基づき、大学、企業、体育協会、スポーツクラブ21、スポーツ関係団体や関係者など既存のスポーツ資源を母体として、共同体を形成し、スポーツ推進を活用した地域活性化を図り、まちづくりを実践することの調査・研究の必要性が高まっている。

ウ 今後、取り組むべき施策

(ア) 既存のスポーツ関係団体の活動支援

運営マネジメント、連携強化、情報提供などを通じたスポーツ関係団体への支援を行う。

(イ) スポーツ資産の発掘と有効活用

大学や企業の資産(施設、人材、ノウハウ)を活用する。

(ウ) 共同体「(仮称)スポーツ・ボード」の設立

本市のスポーツ推進施策に基づき、大学、企業、体育協会、スポーツクラブ21、スポーツ関係団体や行政関係者など既存のスポーツ資源を母体とした、共同体を設立する。

(a) 名称について

本市におけるスポーツ関係者の共同体であることを指向する名称「(仮称)スポーツ・ボード」とする。

(b) 構成員

大学、企業、スポーツ関係団体、行政関係者

(c) 活動内容

選手育成、啓発活動、地域スポーツ活動の支援、学校教育との連携

(d) 運営主体

NPO法人など公益性を持った団体として、自立した運営方法を研究する。

(e) 財務基盤

企業又は市民からの寄付や事業収益等による財務基盤の確立を求める。

(f) 設立

平成25年度(文教住宅都市宣言50周年、平和非核都市宣言30周年、環境学習都市宣言10周年)は、シンポジウムやイベントを通じて、スポーツ関係者に対して、意識の醸成を図った。平成26年度は、共同体設立への理解を得られてから設立に向けた準備を行う。

8 スポーツ施設の整備について

(1) 市民ニーズを反映したスポーツ施設の整備

ア 目標

将来の人口減少に備え、持続可能な施設整備を基本として、経費の節減を図りながら、市民の利便性を高めるため、長期的な視点にたったスポーツ施設の整備に取り組むことを目標とする。

イ 現状と課題

- ・ 施設の利用データを収集・蓄積するとともに、市民ニーズの把握などの調査のためアンケート調査を実施し、公平で効率的な利用及び利用者満足度の向上が図られるよう随時分析していくことが必要である。
- ・ プールを含むスポーツ施設の新設・増設の要望は高く、そうした施設に対する市民ニーズの高さがうかがえる。他方、既存施設の老朽化も進み、今後多額の費用がかかることが見込まれている。それらの施設について、予防修繕的な工事をできる限り、適切かつ計画的に行うことで、ライフサイクルコスト（施設の設計、建設費などの初期投資、施設運用開始からの光熱水費や運営費等のランニングコスト、及び解体処分費を含めた施設の生涯に必要な総費用）の縮減を図っていきながら、市民ニーズの実現に向けていろいろな観点から検討していく必要がある。
- ・ 市内には、公立(市立・県立)、民間(大学・企業)や第3セクター(公益財団法人西宮スポーツセンター・株式会社鳴尾ウォーターワールド等)が保有するスポーツ・レクリエーション施設が多数ある。それらを連携させて、市民が求めるスポーツ施策を推進するなどの活用策が求められる。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 既存施設の有効活用を図るため、稼働率の向上とともに、利用の公平性・公正性をより高めるために、施設予約のあり方について見直しを検討する。
- ・ 要望が多い屋外スポーツ施設のうち、山口町多目的広場に野球場、サッカーグラウンド等の再整備を行うとともに、西宮浜総合公園北多目的広場についても再整備を進める。また、学校体育施設開放事業については、夜間における運動場の開放に伴う照明や利用者の声等の近隣住民への影響も含め、事業拡充の可能性について検討する。
- ・ 既存施設の老朽化対策として、施設の適切かつ計画的な修繕、設備の更新を実施し、施設の長寿命化を図り、安全で快適な施設づくりを目指す。
- ・ 人口減や少子高齢化の進展など将来的な要素やそれによって予測される需要などを考慮に入れながら、市内のみならず近隣市を含めた施設の適正配置を見極め、将来的には施設の統合・再編について検討する。その際には、採算・収支面から行政がすべき事業について、その必要性を精査する。

(2) 競技力向上のための整備

ア 目標

アスリートの育成など競技力の向上を推進する体制として、中央体育館をはじめとする市内各所のスポーツ施設を整備するとともに、大学・企業等関係団体と連携して、競技に必要な施設を確保する。

イ 現状と課題

- ・ 各種目の競技大会等に活用されている中央体育館は、昭和40年の竣工から50年近く経過し、老朽化が目立っており、競技力向上の観点からも再整備が期待されている。
- ・ 陸上競技場のある西宮中央運動公園についても、整備計画が必要とされている。
- ・ 現在の市の公園内施設を含めたスポーツ施設だけでは、今後の市民のスポーツ需要に十分応えることができないため、既存の公共施設や遊休地となっている市有地などのスポーツ施設としての活用方策が求められている。
- ・ 大学・企業等が保有するスポーツ施設において、当該大学・企業等と連携をとりながらスポーツ教室等の事業展開を幅広く展開していくことが求められている。
- ・ 中央体育館以外に地区体育館として8体育館^{*1}、西宮中央運動公園以外に地区屋外スポーツ施設として10施設^{*2}が整備されている。これらの施設を使用して、体育協会加盟の種目協会及び団体等(以下、「協会等」と略する。)が主催事業(大会等)を行う際には、競技力向上、スポーツ推進及び利用促進施策の一環として優先的な予約を認めている。その反面、一般市民が利用しにくくなっている場合もあり、改善が望まれている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 老朽化した施設のうち、競技力向上及びスポーツ推進施策の実現に必要な施設を計画的に整備することとし、老朽化した中央体育館については、アサヒビール西宮工場跡地の利用計画に基づき、移転整備を推進する。西宮中央運動公園陸上競技場の再整備については、今後策定予定の基本構想に基づき整備の検討を進める。
- ・ 市内に点在するスポーツ施設について、大学・企業等と相互補完的に連携し、一体的な運用を行うことによって、効果的な活用が図れるための体制構築を検討する。
- ・ 協会等による市立スポーツ施設の予約にあたっては、予約時における公平かつ公正性を担保しつつ、その開催種目の競技力向上につながるよう一定の配慮を行う。

*1 中央体育館分館、今津体育館、鳴尾体育館、甲武体育館、北夙川体育館、塩瀬体育館、流通東体育館、鳴尾浜公園(浜甲子園運動公園)体育館を指す。

*2 能登運動場、甲子園浜野球場、樋之池公園。鳴尾浜臨海公園、流通東公園、高座山公園、鳴尾浜公園(浜甲子園運動公園)、塩瀬中央公園、津門中央公園、西宮浜総合公園を指す。

(3) 新中央体育館の整備

ア 目標

アサヒビール西宮工場跡地において新たに整備される中央病院や中央体育館、西宮消防署、多目的・防災公園などの施設を生かした「医療、健康、防災」拠点の整備を目指すなかで、新中央体育館については、市民の多様なニーズに対応できるよう整備を行う。

整備にあたっては、交通至便である立地を生かすとともに、機能の面においても本市の生涯スポーツ社会の実現を担う全市的なスポーツ施設としての「多目的アリーナ」とする。

イ 現状と課題

- ・ 中央体育館の空調設備の整備については、施設利用者からの要望が高く、平成25年度に一定の整備を行った。
- ・ 第4次総合計画の中間見直しにおける後期計画(事業計画)では、アサヒビール西宮工場跡地における新中央体育館(武道場及び屋内温水プールを併設)整備のための用地費及び建設準備のための費用が予定されている。
- ・ 昭和40年建築の中央体育館と昭和48年建築の武道場については、その老朽化と機能の劣化が、年を追う毎に深刻化しており、建替えもしくは大規模改修が必要となっている。
- ・ 生涯スポーツ社会の実現を担う、全市的なスポーツ施設の整備が求められている。
- ・ 中央体育館は災害時における指定避難所でありながら、耐震性能に問題があり、早期の耐震化が必要である。
- ・ 現在の中央体育館は、サブアリーナ等がないために大規模の大会実施が不可能であり、また、施設利用のピーク時には駐車場不足が問題となっている。
- ・ 中央体育館を現地で建替えを行う場合、敷地面積が狭小なため、都市公園部分も利用しなければならず、都市公園法や建築基準法上の手続きを要するとともに、工事期間中は稼働率の高い当該施設の利用ができず市民サービスの低下につながる。
- ・ 西宮中央運動公園内の西宮スポーツセンターにあった屋内プールが平成7年の阪神・淡路大震災で使用できなくなり撤去されたが、市民からの機能回復の要望が高い。
- ・ 現在の中央体育館は、特に休日において、スポーツ関係団体による先行予約制度に基づく使用が多いため、一般利用者が利用しにくいとの声が寄せられている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 新中央体育館(多目的アリーナ)は、本市スポーツ推進の中核施設としての役割だけでなく、コンサートや各種イベントなど、運動・スポーツ以外の利用も含めた多機能な施設としての運営が可能かどうか、施設計画や運営面での検討を行う。

- ・ 新中央体育館が建設されるまでの間、現中央体育館の耐震性能を確保するため、早期に耐震化工事を実施する。
- ・ 新中央体育館は、防災面においても重要な公共施設として位置づけ、災害発生時のための備蓄・避難所機能を備えることにより、隣接して整備される予定の多目的防災公園と一体的に機能できるよう、施設整備を検討する。
- ・ 新中央体育館は、稼働率の向上など有効活用を図るとともに、一般利用者にも利用機会を拡大するため、スポーツ関係団体による先行予約制度の見直しの検討を行う。
- ・ 新中央体育館の整備や開館後の管理運営については、市民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、大学や企業、スポーツ関係団体などが協働することで、従来型の指定管理者制度に限らず、施設の効用を最大限発揮できる管理運営方法について検討を行う。
- ・ 大学や企業、スポーツ関係団体のほか、学識経験者、アスリートなどで構成する新体育館建設を推進するための委員会を設置し、新体育館のコンセプト、基本構想について協議、検討を行う。また、並行して、関係部局で構成する庁内委員会も設置し、全庁的な視点で検討を進める。
- ・ 新施設の整備手法や管理運営方法などにおける民間活力の積極的な活用について検討するほか、市民アンケートを募るなど広く市民の意見を反映できる方策についても併せて検討する。

(4) 新陸上競技場の整備

ア 目標

新中央体育館の移転整備に伴い、現中央体育館に併設している陸上競技場の再整備の検討を進める。

イ 現状と課題

- ・ 現陸上競技場は現在第4種公認競技場であるが、アスリートの育成など競技力の向上を推進する施設としての整備が求められている。
- ・ 現陸上競技場はトラックとフィールド部分が真砂土舗装であり、雨天時に使用が困難となる。
- ・ 現陸上競技場は住宅と隣接しており、トラックとフィールド部分が真砂土舗装のため、風向きによっては土埃への対応を求められる。
- ・ 現陸上競技場は写真判定装置がなく、陸上競技の記録として認定されない種目がある。
- ・ 現陸上競技場専用の更衣室や控室等の管理施設がなく、固定の観客席も少ない上に雨よけの屋根等の設備を備えていない。
- ・ 現陸上競技場は住宅と隣接しており、大会等を行う際の選手に対する放送などが近隣への騒音となっている。
- ・ 現陸上競技場のある西宮中央運動公園の駐車場は、土・日曜日に大規模な大会等が中央体育館や陸上競技場等で重なって開催された場合、入庫待ちの車

両が周辺道路に溢れ、交通渋滞が発生している。

- ・ 現陸上競技場のある西宮中央運動公園は、中央体育館と一体的に防災面において重要な公共施設として位置づけられている。
- ・ 設置から50年経過している陸上競技場、野球場やテニスコートがある西宮中央運動公園の再整備については、都市公園法に基づく運動施設面積の上限(50%)を超えており、既存不適格の施設となっているなど、様々な課題が見受けられ、多様な視点から検討が求められている。

ウ 今後、取り組むべき施策

- ・ 陸上競技場の再整備にあたっては、現在の中央体育館移転後の跡地の有効活用も含め、様々な課題の解決とともに、市内の官民の屋外スポーツ施設、近隣市の屋外スポーツ施設との役割分担等を勘案し、様々な市民のニーズを反映した基本構想を策定した上で、中核市にふさわしい施設整備の検討を進める。

第5章 用語解説

1 スポーツ基本法

昭和36(1961)年制定の「スポーツ振興法」を全面的に改正し、平成23(2011)年6月に制定、8月に施行された。

その内容には、「スポーツは世界共通の人類の文化」であることや「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利」であるといったスポーツの基本理念を定め、国及び地方自治体の責務やスポーツ関係団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツ基本計画や基本的施策等、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。

2 スポーツ基本計画

スポーツ基本法に基づき、平成24(2012)年3月に策定された。基本計画では、スポーツの果たす役割と具体的に目指す社会の姿が明示されるとともに、今後10年程度を見通したスポーツ推進の基本方針と、平成24年度からおおむね5年間に総合的かつ計画的に国及び地方公共団体が取り組むべき施策を示している。

3 運動の定義

「身体活動」は、「生活活動」と「運動」に分けられる。このうち、生活活動とは、日常生活における労働、家事、通勤・通学などの身体活動を指す。また、運動とは、スポーツ等の特に体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施し、継続性のある身体活動を指す。(厚生労働省「健康づくりのための身体活動基準2013」より抜粋)

4 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う(スポーツ基本法第32条第2項)者のこと。旧スポーツ振興法第19条に定める「体育指導委員」について、近年、スポーツの実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整としての新たな役割が追加された。

本市スポーツ推進委員委嘱人数の推移

(単位：人)

年 度	H22	H23	H24	H25
人 数	112	107	107	94

※いずれの年度も4月1日現在

5 西宮市民ファミリーハイキング

自然に親しみながら、市民の健康増進・体力づくりをすすめ、家族で気軽に参加できるハイキングを年8回実施している。(主催：西宮市教育委員会)

6 遊・遊すぽ一つ広場

年齢、体力に関係なく誰でも気軽に楽しめるスポーツを体験できる場を市民に提供し、スポーツの普及と市民の交流を図ることを目的に、市内4会場で、グラウンド・ゴルフ、ペタンク、太極拳を各会場年8回実施している。(主催：西宮市教育委員会)

7 スポーツクラブ 21(総合型地域スポーツクラブ)

文部科学省の「スポーツ振興基本計画」では、総合型地域スポーツクラブの特徴として、以下の5項目をあげている。

- ① 複数の種目が用意されている。
- ② 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。
- ③ 活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- ④ 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- ⑤ 以上について、地域住民が主体的に運営する。

8 ニュースポーツ振興事業

幅広い世代の市民が日常的に運動やスポーツに参加できる機会をつくるため、また、ニュースポーツの普及・発展を図ることを目的として年1回、キンボールとソフトバレーボールの大会を開催している。(主催：西宮市教育委員会)

9 地区運動会

各地区で地域住民の自主運営により、誰もが気軽にスポーツを楽しめるよう、体育の日の事業として、運動・スポーツに関するイベントを行っている。

10 西宮市民毎日歩こう走ろう会

健康づくり運動の日常化を促進し、西宮市民の体力向上を図り、健康で明るい街づくりのために家族ぐるみ、地域ぐるみで参加し、自然に親しみながらスポーツの振興を図ることを目的とし、個人の体力により、各家庭より市内26拠点を經由して各家庭まで

のコース(1.5～2km以上、汗ばむ程度)を設定し、拠点に設置した温度・湿度計の記録を各自記入して参加する。(主催：西宮市教育委員会)

11 プール開放事業

各地区のスポーツクラブ21に委託し、夏休みに市立小学校のプールを開放している。各地区とも概ね8回実施している。

12 スポーツ立国戦略

スポーツ振興法を見直し、新たにこれに代わるスポーツ基本法を検討するなかで、我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」が平成22年8月に策定され、人(する人、観る人、支える(育てる)人)を重視することとされた。

13 トップアスリート

プロスポーツ選手、オリンピックや世界選手権の出場経験者、又は出場を目指す選手を指すこともあるが、本計画では、国内全国大会等への出場を目指す選手等を想定している。

14 トップスポーツ

オリンピックなど世界選手権出場レベルや、プロスポーツ及び企業のクラブチームなどの団体で高い技術により競技を行うレベルのスポーツとしている。

以 上